

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年3月18日(火) 午前9時00分

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

|     |         |      |          |
|-----|---------|------|----------|
| 委員長 | 前島 広紀 君 | 副委員長 | 塩井川 幸生 君 |
| 委員  | 平原 志保 君 | 委員   | 木野田 誠 君  |
| 委員  | 中村 満雄 君 | 委員   | 志摩 浩志 君  |
| 委員  | 厚地 覺 君  | 委員   | 新橋 実 君   |
| 委員  | 池田 守 君  | 委員   | 前川原 正人 君 |
| 委員  | 時任 英寛 君 |      |          |

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

|              |          |             |          |
|--------------|----------|-------------|----------|
| 建設部長         | 篠原 明博 君  | 建設政策課長      | 川東 千尋 君  |
| 建設施設管理課長     | 長谷川 俊己 君 | 土木課長        | 有馬 正樹 君  |
| 建築住宅課長       | 矢野 昌幸 君  | 建築指導課長      | 川上 健朗 君  |
| 都市計画課長       | 池之上 淳 君  | 区画整理課長      | 久永 哲士 君  |
| 下水道課長        | 島内 拓郎 君  | 溝辺産業建設課長    | 山住 誠 君   |
| 横川産業建設課長     | 古城 敦雄 君  | 牧園産業建設課長    | 白石 耕二 君  |
| 霧島産業建設課長     | 岩元 洋二 君  | 福山産業建設課長    | 高田 孝志 君  |
| 建設施設管理課主幹    | 大岩根 充一 君 | 建設施設管理課主幹   | 片白 信人 君  |
| 区画整理課主幹      | 南田 光正 君  | 建設政策G長      | 脇 伸宏 君   |
| 用地G長         | 池田 豊明 君  | 道路維持第1G長    | 竹下 浩二 君  |
| 道路維持第2G長     | 山元 健次 君  | 道路整備第1G長    | 松形 一敏 君  |
| 道路整備第2G長     | 別當 正浩 君  | 住宅G長        | 松田 祥一 君  |
| 住宅収納G長       | 柰田 信幸 君  | 建築G長        | 侍園 賢二 君  |
| 建築指導G長       | 松崎 浩司 君  | 都市計画第1G長    | 久木元 直仁 君 |
| 都市計画第2G長     | 川畑 誠 君   | 都市整備G長      | 猿渡 千弘 君  |
| 業務第2G長       | 岩元 龍己 君  | 業務第3G長      | 小松 弘明 君  |
| 工務G長         | 大脇 賢治 君  | 霧島産業建設課温泉G長 | 鎌田 順一 君  |
| 霧島産業建設課温泉G主任 | 冷水 辰雄 君  | 政策G主査       | 宮田 久志 君  |
| 河川港湾G主査      | 深迫 康幸 君  | 業務G主査       | 唐鎌 賢一郎 君 |
| 工務G主査        | 山内 勇 君   | 業務G主任主事     | 肥後 健裕 君  |
| 業務G主任主事      | 岡元 一也 君  |             |          |
| 水道部長         | 馬場 勝芳 君  | 管理課長        | 小松 太 君   |
| 水道課長         | 原田 修 君   | 水道政策G長      | 浮辺 文弘 君  |
| 水道政策Gサブリーダー  | 吉永 利行 君  | 業務G長        | 中小路 靖 君  |
| 業務Gサブリーダー    | 川口 浩 君   | 施設第1G長      | 中園 馨 君   |
| 施設第1Gサブリーダー  | 下村 英明 君  | 施設第2G長      | 上小園 伸一 君 |
| 水道政策G主任主事    | 山内 太 君   | 水道政策G主任主事   | 岡元 千尋 君  |

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

議員 植山 利博 君

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第21号 平成26年度霧島市一般会計予算について

議案第22号 平成26年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

議案第23号 平成26年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第24号 平成26年度霧島市介護保険特別会計予算について

議案第25号 平成26年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

議案第26号 平成26年度霧島市下水道事業特別会計予算について

議案第27号 平成26年度霧島市温泉供給特別会計予算について

議案第28号 平成26年度霧島市水道事業会計予算について

議案第29号 平成26年度霧島市工業用水道事業会計予算について

議案第30号 平成26年度霧島市病院事業会計予算について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（前島広紀君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で付託されました議案16件のうち、10件の審査を行います。本日の会議はお手元に配付した次第書に基づき審査を行いたいと思います。早速審査に入ります。

#### △ 議案第21号 平成26年度霧島市一般会計予算について

○委員長（前島広紀君）

議案第21号、平成26年度霧島市一般会計予算について、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（篠原明博君）

議案第21号、平成26年度霧島市一般会計予算について、御説明申し上げます。予算書は5から6ページになります。一般会計予算につきましては、総額で、歳入歳出それぞれ546億2,000万円ですが、建設部関係の歳入歳出予算額は、土木費では59億3,770万3,000円であり、平成25年度の土木費59億5,258万8,000円と比較いたしますと、対前年度比の約99.75%で、予算額で1,488万5,000円の減となっております。内訳といたしましては、土木管理費で4億963万9,000円、道路橋梁費で21億6,065万6,000円、河川費で3億133万3,000円、港湾費で301万7,000円を計上するとともに、都市計画費で25億187万5,000円、住宅費で5億6,118万3,000円を、それぞれ計上いたしております。また、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で7,054万円を計上したところであります。次に、予算書の7ページです。第2表、債務負担行為につきましては、新川北線道路整備事業の平成28年度までの工事費及び委託料として13億3,980万円を、限度額として計上しております。次に、予算書の8ページです。第3表、地方債につきましては、各種事業の地方債のそれぞれの限度額を設定したものであります。以上で、建設部関係の概略説明を終わりますが、詳細につきましては、関係課長がそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設政策課長（川東千尋君）

[予算説明資料に基づき説明]

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

[予算説明資料に基づき説明]

- 土木課長（有馬正樹君）  
[予算説明資料に基づき説明]
- 建築住宅課長（矢野昌幸君）  
[予算説明資料に基づき説明]
- 建築指導課長（川上健朗君）  
[予算説明資料に基づき説明]
- 都市計画課長（池之上淳君）  
[予算説明資料に基づき説明]
- 区画整理課長（久永哲士君）  
[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠委員）

説明資料の3ページですけれど、道路アダプト制度事業というのはどういう事業か教えてください。

○建設施設管理課（長谷川俊巳君）

道路アダプト制度事業とは、市内の自治公民館とか、ボランティア団体とか、そういう方々が5名以上の団体で構成される、先ほど言いましたように、公民館、自治会、老人クラブ、PTA、その他活動する方々が5名以上構成される方々が、市道の指定区間というのを設けまして、その道路草払いを主に年2回以上払っていただける団体に対して交付金を支払うという制度でございます。その制度の中では、活動として区間が3万円、4万円、5万円として、段階別に交付金を支払うようにしております。そういう制度でございます。

○委員（木野田誠委員）

であれば、夏とか年末に各自治体で道路のやぶ払いをしたりされるのですが、それとはまた別ですね。一緒ですか。

○建設部長（篠原明博君）

アダプト制度について、御質問がありました。全体的な流れからということで、私のほうで若干説明させていただきます。道路の維持管理というのは、非常に年々大変になってきてまして、先ほど委員おっしゃいましたように、地域の方々でいろいろ現場の市道の管理をしていただいている実態がございます。しかしながら、高齢化というもの、あるいは過疎化、そういった関連からどうしても地域ができない状況が出てきている実情がありまして、そういったところは、市が直、あるいはシルバー人材センター等に委託をしながらやってきていたわけですが、今後、こういった維持管理が相当増えてくるというようなことで、道路アダプト制度というのをつくりました。これは、先ほど言いましたように、原則的には地域の方々が、今ボランティア活動、あるいは共生協働の補助事業を生かしてやってらっしゃるのは、原則としてそのままお願いをしていきたいと。基本的にはボランティアそういったものが基本でございます。ただし、集落と集落を結ぶ、あるいはそこに集落がない幹線道路等につきましては、なかなかその地域ではできないという実態がございます。そういったものを市が維持経費を計上してやってきたわけですが、やはりそれも限度があるというようなことで、新たにそういった地域ができない所、それと市が定めた幹線道路等々について、アダプト制度の要綱をつくりまして、広く市民、自治会あるいは団体、NPOの団体、あるいは建設業者等とも含めて公募を致しまして、そういった幹線道路を一定区間していただきますと、そういったある程度の支援をしようという制度でございます。こういった事業等については、ちょっと出ました河川アダプトということで、天降川の管理道路等も80数団体が今入って、管理堤防を管理していただいております。そういったものに対して、いろいろ支援をしているという状況でございます。今後もやはり、こういった市道の管理、河川の堤防の管理等については、地域の皆様方の協力をもらわないと、あるいはそ

ういったNPO,あるいは建設事業者の協力もないとやっていけないということで、先ほど言いましたように、少しずつ少しずつ、そういう団体を増やしていきたいと。当然そこで、はりつかない、どうしても手が回らないところについては、市がやはり直に経費を計上して、管理をしていかないといけないというようなことで考えております。こういった市がやって、あるいは地域がやって、あるいは共同でやっていくと、そういった仕組みで、今後の道路維持管理をしていきたいというふうに考えております。

○委員（木野田誠委員）

そうすると、まず、この団体というのは登録する。そして、道路については決まっているということよろしいですか。

○建設施設管理課（長谷川俊巳君）

今、委員の言われるとおりでございます。道路は指定区間を設けておりますし、団体としては登録してもらおうということでございます。

○委員（新橋 実君）

説明資料の1ページですけれども、今回、また600万円の予算で未登記整備事業が組まれているわけですけれども、今回は土地調査22件ということですが、毎年こういった未登記の整備をされていくわけですけれども、あとどれくらい未登記の整備があるのか、お伺いします。

○建設政策課（川東千尋君）

たしか決算委員会でもお答えしたかと思うのですが、合併当初につかんだ件数は543件でございました。それに対して、平成25年度の予定の進捗率でいきますと、おおむね271筆ほど済む予定でございまして、そうしますと49.9%、約半分、ちょうど今年度末で完了する予定ではございます。その合併当初の543件についてはです。ただし、合併後7年、8年経ってくる中で、また個々に出てきた事案もございまして、また今後、これについての精査の作業をしなければいけないのですが、これらがあと、また百数十筆加わってくるのではないかなというふうに考えております。トータルとして、今つかんだ数字で543が675程度になってきておりますので、それに対して、今現在の進捗率を申しますと約40%ということになるかと思っております。

○委員（新橋 実君）

ということは、年次的にこれも進めていくということに理解してよろしいですか。

○建設政策課（川東千尋君）

地道に進めていきたいと思っております。

○委員（新橋 実君）

分かりました。総務のほうでもちょっと確認したのですが、道路改良事業等を行いますと、道路が曲がっていた道路を直線にするわけですね。そういうふうになると、どうしても前の道路が余ってくるわけですけれども、そういった土地について、道路改良で残った土地、そういう残地、普通財産として売却するとか、そういったことがこれまであったのか、そういう計画があるのか、お伺いします。

○建設部長（篠原明博君）

市道の残地でそういった公募をして、市民の方々に払い下げるといような案件が多分あるとは思いますが、そういった個別に、例えば申請があった場所については、何件か押さえております。今後も、例えばそういった箇所は非常に多分たくさんあるのではないかと。我々が今、下場のほうで押さえているところは、現実的に普通財産となった所は、何とかしようというふうに思っておりますけれども、今後もやはり、ほかの市内全域にしますと、先ほどおっしゃいましたように、直線になって、ある程度カーブに残った所が多々あるのではないかとというふうに思っております。そういうところは、少しでもそういった払下げの方向でやるという方針は決まっております。ただ、そこらをまだ確実に把握する状況まで至っておりませんので、今後はそういう形で整理をして、公募をなるべくしていきたいというふうに思っております。

○委員（新橋 実君）

ということは、これまでそういうふうな形で販売をした、売却したという実績はないということですかね。

○建設政策課（川東千尋君）

今、委員がおっしゃるように、道路の改良を行う中で、小さな残地とかいうのが出てきて、それはそのまま道路用地ということで、一応、行政財産のままで置かれている部分もあるかと思えます。それをその近くの隣接者からの申出で、どうしても分けていただきたいということが言ってきました、それを普通財産に分割した後に、売買、販売した事例は過去にあったようにも記憶しております。ただ、件数はさほど多くはなかったかと思えます。原則、道路用地として管理している部分は、原則はやはりそのまま道路用地として置くというのが法の趣旨でございますので、基本的にそういった申出が出てきて慎重な検討を加えた結果、普通財産に落として売却するといった事例は、あったように記憶しております。

○委員（新橋 実君）

やはりですね、市が行政財産で持っていて、あとあと何も使われないような土地は、できるだけ売却したほうが良いと思うわけです。今、部長も答弁されましたけども、できるだけそういう形で、今後は進めていただきたいと要望しておきます。

○委員（厚地 覺君）

お伺いします。今回は特に、議員と語り合いもあれば、田舎は「あっこん道路がいけん、こん道路はいけんなっおっとか」と聞かれますので、その辺を詳しく聞きたいと思えます。まず2ページの霧島の狩川～鍋窪線、これは工事請負費も少し含まれていますけれど、どの程度の工事をやるのか、何メートルぐらいやるのか。そして将来的に、これを全面的に改良の計画があるものかどうか、お伺いします。

○道路維持第2G長（山元健次君）

御質問の狩川～鍋窪線につきましては、26年度当初予算で工事費が328万5,000円、用地費で1万5,000円程、組まさせていただいております。狩川～鍋窪線は、霧島地区で唯一の継続路線であり、平成25年度で調査測量設計業務委託を行い、平成26年度で用地交渉を行い、工事をして整備する予定になっております。

○委員（厚地 覺君）

将来的な改良計画はどうなりますか。

○道路維持第2G長（山元健次君）

今回は局部改良のみをということで、26年度の予算化をしております。

○委員（厚地 覺君）

全面的な改良工事ですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

狩川～鍋窪線の全体的な改良としては、計画を持っておりません。今回は、地元から陳情があった分の所の局部改良ということで、計上しているところでございます。

○委員（厚地 覺君）

あの路線は、霧島の方が今ここに3名もいらっしゃいますけれども、これは前々から私も一般質問で言ったことがあるのですが、緊急自動車も通れない状態なのです、大きいやつは。万一、火災でもあった場合は、誰が責任を取るのですか。やはり、下場だけ改良せずに、同じ市民なのですから、同じ税金を納めているわけですから、この辺をピシャッとやっていただきたいと思えます。そのうち、将来的な計画も出していただきたいと思えます。ないということ自体がおかしいわけですから。それと、この7ページのこの（牧園）宿窪田線外1路線、これは公有財産購入費ですけど、まだ公有財産はなかったのか。それと、（牧園）三体堂線外1路線とありますけれども、これも補償補填、これは、今年度は継続事業の工事はやらないのか、お伺いします。

○道路整備第1G長（松形一敏君）

今、御質問のありました、まず宿窪田線ですけれども、宿窪田線につきましては、現在まだ未改良の区間が1,350mあります。その中で、測量設計は終わっているのですけれども、今個々で用地交渉を進めているのですけれども、去年の交渉では、牧園側と犬飼側ですかね、起点終点から用地交渉をしていたのですけれども、スタートの両方の地権者の方からなかなか理解が得られなくて、年末になって犬飼側のほうがちょっと了承を頂けたものですから、でもその方は、相続とかあるものですから、今、相続調査をしている最中で、まだ買収には至っていないというところです。宿窪田線につきましては、その用地交渉を重ねまして、一応26年度は1億3,000万円の工事請負費を計上しております。継続的に進めていきたいと思っております。次に三体堂線ですけれども、今、工事を進めておりまして、工事をしている区間からあと440mくらい残があると思います。その工事につきましては26年、27年で工事は終わって、その次が残っている南側というか、牧園側ですね。そこに若干、未改良区間が400mくらいありますので、その測量設計をして、その改良をしたいというふうに考えております。

○委員（厚地 覺君）

この10ページ、省エネモデル住宅管理事業、これが牧園の高千穂と国分にあるわけですけれども、この年間の入場者数、またモデルとしてどのように効果を上げているか、お伺いします。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

平成25年度の2月末日現在ですけれども、城山の家、城山公園のほうにある建物ですけれども、これが1万805人、霧島高原の家、これが727人で、合計1万1,532人です。平成24年度が1万6,605人でしたから、今から3月は人数が結構増えてきますので、この去年の数字まではちょっと届かないと考えております。住宅リフォームの中につきましては、実際、体験できるということで、細かい説明を求められて、例えば太陽光につきましては、月ごとでどれくらいあったのかとか、そういうところまで、もしくは降灰があった場合にどのような影響があるのか、それと太陽光が熱くなった場合に冷やしたほうがいいのか、ということも言われているのですけど、そういうところの細かい調査をされて自分の家の工事の中に取り入れていらっしゃるみたいです。それと、住宅リフォーム補助金の中にも省エネ設備加算ということで、設けていただいております。

○委員（厚地 覺君）

次に、住宅の改修事業ですけれども、牧園は南住宅が去年で終わったと、これも何年もかかっているのですよ。簡単なことを。そして矢野課長、牧園にもう一軒上げると、今年度からと言われましたけれども、それも上がってこない。そしておまけに、あそこはくみ取なのに、ほかの地区は浄化槽から合併浄化槽へと、こういう事業も組んでいるのですよ。なぜ牧園は、上げなかったのか、その辺をお伺いします。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

屋根のふき替えにつきましては、こちらのほうも牧園地区は残っているということで、予算要求は致しておるのですけど、なかなか予算化に至ってないと。ただ、財務課のほうともいろいろ協議したのですけども、手持ちの修繕料の予算で少しずつやっていく分については構わないという返事も頂いておりますので、それについては、どうにかして少しずつでも進めていきたいというふうに考えております。浄化槽の問題ですけれども、今、こちらで進めておりますのは、中耐のほうを主に行っておりまして、これは補助事業として導入ができるわけですけれども、長屋につきましては耐用年数の問題がありまして、なかなか事業費が大きく、元々がくみ取になっている場合は、便所の改修からしないといけないということもありまして、工事の割に補助が全然見込めないというのが今、一番のネックになっておりまして、何かの解決方法はないものかと今、いろいろ考えている最中でございます。

○委員（厚地 覺君）

ぜひ、来年度は、あなたはいないかも分からないですけれども、後に引き継いでくださいよ。それと、この公園、これもまた上小川とか浜之市とか、いろいろ公園設計が組まれておりますけれども。部長、あなたは確約したんでしょう、今年度はやりますと。この緑の基本計画を、農大跡地ですよ。これ

も予算化されていない。32年度まではやり遂げますと言いながら、時間がないのですよ。この牧園においては、最大の関心事なのです。これを上げられなかった理由、そして今後どうなるのか、その辺を詳しく説明していただきたいと思います。

○建設部長（篠原明博君）

指名ですので、私のほうでお答えいたします。おっしゃいましたように、公園の整備につきましては、市で策定いたしました緑の基本計画に基づき、年次的に整備を進めていくという基本姿勢でございます。おっしゃいましたように、今年度は上小川のコミュニティ広場を救急に予算計上いたしました。これは現実、現在のコミュニティ広場を利用している分が、教育部のほうの改築でどうしても使えなくなる近々の課題でございます。現状にあるものが使えないということで、どうしても早急にしないといけないことで計上させていただきました。それから、各地域に要望がございます、各公園の整備につきましてでございます。おっしゃいましたように、緑の基本計画に基づき、一応、位置付けはさせていただきます。今後、その基本計画に基づきまして、具体的な整備については、具体の計画をしていかないといけないというふうに考えておりますので、そういった地域に要望のある、あるいはどうしても必要な公園整備については今後、具体的に進めていくというふうに考えております。その中で、今おっしゃいました霧島中央公園の構想でございます。この構想につきましては、旧農大跡地を有効活用しようというようことで、様々な議論をいただきまして、ある程度の基本構想までは至った経緯がございます。そして、それらの基本構想中で、市の緑の基本計画中では、そのうちの一部約15ha分について、集中的に何らかの形でそういった防災公園を兼ねた緑地として、一応、整備するという方向が決まりました。先ほどおっしゃいましたように、私どものほうもそういった具体的なものがより現実的な話が出てきますと、やはり予算計上したいというような考えはいつも持っているところでございますが、今、当該公園につきましては面積が10ha、15haと非常に広い面積を持っております。そして、地域の方々も相当にそういった広場、地域の公園としての要望が非常に強いというのは、我々も十分お聞きいたしておりますので、そういった15haの中の地域の公園として、どういった使い方ができるかというのをある程度、個別に確定しないと具体的なものができないというようなこともございました。それと、御存じのとおり、鹿児島国体がある程度想定がされまして、今、市内でいろんなスポーツの施設あるいは運動公園を含めして、ある程度の施設の改修あるいは将来にわたっての長寿命化という計画もございます。そういった中で、スポーツ施設の適正な地域の在り方とか配置とかいうのも検討しないと、各地域ごとにそれぞれの目的でもって造っても、なかなか今後、運営も成り立たないというようなことがございまして、教育委員会のほうで若干予算を付けていただきましたけど、体育施設の有効活用あるいは適正な配置というものを、やはり国分運動公園を中心として考えないといけないというような議論もございましたので、その中で今、緑の計画に載っております公園の目的、そういうのを位置付けさしていただいて、より具体的に農大跡地のあの面積の所に、どういった形のものがある程度配置し、あるいは運動施設としてはこのぐらいが適正であるというのを、早めに今年の委託の中で決めたいというのが、庁内での意見でございました。当然そういった議論の中で、適正にぴしゃっと方向性が決まれば、市と致しましても地域の強い要望でございますので、予算化して対応していきたいというふうに考えておりますので、それらのところを御理解をいただきたいと、お願いいたします。

○委員（厚地 覺君）

緑の面積を20㎡に増やす（都市計画区域内人口一人当たりの面積）のだという計画を持ってやっているわけですから、しっかり後任に引き継いでいただきたいと思います。今までかんかんがくがくやりましたけれども、長い間御苦労様でした。それとですね、その公園というものが各旧1市6町に、公園と名の付くものが何箇所ずつあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○建設施設管理課主幹（片白健人君）

私ども建設施設管理課の所管といたしまして、都市公園と普通公園がございまして、都市公園で55か所でございます。そのうち建設施設管理課分が50公園でございます。あと普通公園でござい

ますが、一応 77 か所というふうになっております。

○委員（厚地 覺君）

後で資料をもらえばいいです。それで国分・隼人は、車で5分も走らないうちに公園にぶつかるのですよ。だから、もうちょっと牧園・横川・霧島辺りにも、どんどん造ってやっていただきたいと思えます。

○委員（前川原正人君）

お聴きをしておきたいと思えます。まず、説明資料の3ページの中で、橋梁長寿命化修繕事業ということで予算計上されているのですが、毎年やっていくと経年劣化を起こしていくという、一方では状況もあるわけですが、どれぐらいの霧島市内には、この計画に基づく橋があるのでしょうか。それが完全に終わるといふ、一定のどこまでというのがなかなか難しい部分もあると思うのですが、最終的にはどれぐらいの期間のこういう計画になっているのですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

今、質問がありましたように、一応私どもが調査した橋梁が651橋ございます。それで一応それを調査しまして、国のほうに10年間の長寿命化計画を出しているところですが、その中で、10年間でどれぐらい補修が必要な橋があるかという調査しましたところ、163橋ぐらいがあるんじゃないかと、10年間でやらなければならないというふうに思っております。そういうことで、工事を進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、今回、道路施設防災安全対策事業ということで、新規事業で組まれているわけですが、この要件というのはどういう内容になっているのですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

基本的には、社会資本整備交付金の中での国が進めている事業でございますが、これは道路の安心・安全という観点からの事業でございます。舗装でいえば老朽化が進んだ路面の改修というふうな採択条件がございます。それと法面につきましては一応、今年度の法面のほうの点検をしたいと。その中で、危険箇所については今後、工事を進めていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、経年劣化をしている道路、いわゆる今おっしゃった法面等もあるわけですが、その調査も当然やりながら、並行しながらという、そういう理解でよろしいわけですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

舗装のほうにつきましては、調査をして、その結果をもって実施をしていくというふうになってくると。何キロかは幹線道路ですけど、そういうところを調査しておりますので、一応、幹線道路については、そういう調査に基づいて舗装をやっていくと。そして、法面については先ほど言いましたように、法面のそういう危険箇所があるかないかという点検を基にやっていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、5ページの国分の城山公園飛行機展示施設整備事業ということで、これを見ると飛行機を展示するのだからというのが大体分かるのですが、これに至った背景、なぜこういうことになったのか、御説明をいただけますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

私どもの地域に第一工大という航空学科を持った大学がございますけど、その先生であります坂口先生のほうから、航空機保存会というのを全国的に展開されて、霧島にも支部があるというかたちでございまして、その先生のほうから主旨としては、市民に航空への理解と関心を高めてもらうことを目的にどうでしょうかということで、市のほうに保存をする飛行機はありますけれど、どうでしょうかということでございました。その中では、市の設置したい旨の提供と、飛行機は提供されるということでございまして、それに設置する初期費用ですね。それを、どうにか市で負担していただ



けませんかと。設置費用というのは、飛行機全体を設置するための土台ですね。土台だけを市でどうか費用をみていただければ、組立てとかそういうものについては保存会のほうで致します、ということでしたので、市のほうでもすると。保存会のほうからも航空教室とか、そういうものを子供たちにも講演なりして、飛行機への関心も高めていただきたい旨もあるということでありましたので、市としても城山公園のほうに設置をできればということで、保存会のほうと協議をしているところでございます。ちなみに、展示される飛行機はビーチクラフト機で、型式というのは私どもも聞いた中では、スーパーH18型といって、昔、海上保安庁が使用されていた哨戒機、救難機で活躍していた飛行機と同型ということでございます。

○委員（前川原正人君）

別に展示に対して否定をしているわけではないんですが、維持管理費なんかはどうなるのですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

そこを保存会とのほうとも、基本的には、保存会がするという事なのですが、通常の周りの、周囲のそういう公園内ですので、緑地の所は公園管理のほうでやりながら、そして飛行機のそういう物については保存会のほうでやっていく。ただ、保存会のほうからは、ちょっとまだ正確には確定しておりませんが、塗料とかそういうものが原材料としていただけないかという申入れもあるところでございます。

○委員（前川原正人君）

10 ページの市営住宅維持管理事業ということで、予算計上がされているのですが、特にこの国分・隼人地区については、入れ替わりが激しいといったらいけないですけど、すぐ退去をして、すぐ入居をするということで、それなりのバランスがとれているのですが、特に周辺部の市営住宅の場合は、どうしても一極集中にならざるを得ないという現象が現在、合併後に起きているわけですが、問題は退去後の少ない人間での住宅、自分の家の部分については、管理費は入っている方が責任を持つわけですが、特に浄化槽などのいわゆる維持管理費、これなんかがやはり負担増ということに対する懸念というのがあるのですが、ここはやっぱり政策的な対応が必要ではないのかなという気もするのですが、建築住宅課としてどういう対応をされてきたのか、また今後いくのか、その辺はどうお考えなのか、お示しいただければと思います。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

1年ほど前でしたか、議員のほうから共益費につきましては質問があったわけですが、周辺につきましては特に空き家が多いということで、そのときの要件を緩やかにできないかということだったものですから、それを見直しまして、なるべく共益費の負担を市のほうで行うということで改正しまして、自治会のほうに通知は致しております。それで、3月ももうすぐですけども、今からどんどん出てくるのではないかと考えております。前は用件が厳しかったのですけれども、今回の改正で大分、住民負担の分を減らすことができたのではないかと考えております。

○委員（中村満雄君）

前川原委員と同じような質問ですが、霧島市内にトンネルというのはないのですか。崩落するようなトンネル、危ないトンネル、そういったのは。市道で。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

道路トンネルは、霧島市内に6か所ございます。それで今、調査中ございまして、国の安全点検をしなさいという防災の関係からありましたので、今点検中ございまして、結果は出ていないところなのですが、中間的にちょっと聞いたところでは、緊急にやらなければならないというトンネルはないということで、今のところ報告をしていただいているところでございます。

○委員（中村満雄君）

分かりました。昨日の南日本新聞に、横断歩道の白線が引かれたということで、県の管轄だとか警察が絡んでいるみたいですけども、最近あちこちで白線が引かれているなということで、ひょっとしたら篠原部長が動いてくださっているのかなと思っておりますけれども、現実には、この前の一般質

問でお二人の議員が白線を引き直せとか、引き直すべきだとか、そういった質問をされましたが、具体的にこの予算の中のどこに入っているか、全く入っていないのか、そこをちょっと教えてください。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

予算としましては、建設部の中の予算には入っておりません。ですが、総務部の中の安心安全課が管理する安全対策交付金事業の中で予算化されているところでございます。

○委員（中村満雄君）

それは、具体的な場所ですね。どの辺をと、どれぐらいの長さとか、そういったのも具体的に決まっているわけですか。[「建設部では分からない」と言う声あり]分かりました。もう1点、予算説明資料の14ページで、都市計画課が都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業ということで、1,000万ほど計上されていますが、もう少しこの事業の内容を説明してくださいませんか。

○都市計画課長（池之上淳君）

こちらのほうで、用途地域変更に伴う広域調整検討業務というのを上げておりますけれども、広域調整と言いますのは、市が大規模な集客施設、これの立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う際ということなのですが、具体的には、今、用途地域というのがございまして、それを商業系の用途地域に決定とか変更する場合には、鹿児島県のほうが都市計画法に基づきまして、用途地域を変更する市町村とか関係する市町村に対しまして、必要な協力を求めて広域調整をするようになっております。今回、隼人駅東土地区画整理の事業実施を行うことに伴いまして、こちらが今、用途地域が第1種住居地域という用途地域になっておりますが、そこを商業地域に変更することとしております。このような場合に、先ほどもいいましたけれども、商業系の用途地域に変更するような場合に、県が都市計画法により、その用途地域を変更する市町村に対して、資料の説明を、資料を提出してくださいということで求められることになっております。そして、それをもって、関係の市町村から意見をもらって広域調整をすることとなっておりますが、この予算に計上しております委託業務は、必要な書類を作るための検討及び書類を作成するための委託料ということで計上しております。

○委員（中村満雄君）

分かりました。もう1点確認させてください。昨年、溝辺地域とか霧島地域で、その都市計画区域の変更、引き直しとかそういったことで、ちょっと大騒ぎがありましたけれども、その関連の事業ではないということですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

今、こちらのほうに計上しております、その広域調整の委託というのは、都市計画区域と関連はない業務委託です。

○委員長（前島広紀君）

ただいま質疑中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時28分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ここで答弁の訂正の申出がありましたので、発言を許可いたします。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

先ほど、中村委員のほうからライン引きの予算はどこかということで、安心安全課ということで申し上げまして、事業名もちょっと交付金対策というようなふうに発言いたしましたけれど、正式な事業名は交通安全施設整備事業でございます。安心安全課が所管している事業でございます。[「ちなみに金額は分かりませんか、予算」と言う声あり] 予算ですか、説明資料の中では3,200万3,000円というものが付いているようでございます。

○都市計画課長（池之上淳君）

先ほど中村委員のほうから御質問があった件で、私のほうで、先ほど広域調整検討業務については都市計画区域とは関係はないということをお説明いたしました。一応それはそれで正しいんですけども、この14ページのほうに書いてあります都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業の1,006万円の中には、都市計画区域の拡大見直しに伴う、その事業の通信運搬費等が含まれております。それと、都市計画区域の見直し関係については、一応平成25年度の予算を繰り越して行いたいということで、この前の一応補正のほうで御提案をさせていただいているところでございます。

○建設施設管理課主幹（片白信人君）

先ほど、厚地委員のほうからありました公園の地区別の数でございますが、都市公園が55公園で、国分地区22か所、隼人地区26か所、福山地区4か所、横川地区2か所、牧園地区1か所となっております。それと、普通公園であります。先ほど77か所と申しましたが、すみません、78か所でございます。その内訳は、国分46か所、溝辺1か所、隼人31か所となっております。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時48分」

「再開 午前10時50分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（中村満雄君）

都市計画課長の説明は承りました。

○委員（平原志保君）

確認なんですけれども、予算説明資料の16ページの公園のことなんです。厚地委員と話もダブるところもあるんですけれども、霧島は公園が全くないということで、今後造っていただくとしまして、公園費が都市計画課のところになっていまして、そこで公園整備事業となるんですけれども、都市計画に入っていない霧島の地区が公園を造っていただこうとしましたら、どこから予算を頂ければいいのでしょうか。

○建設部長（篠原明博君）

今回、計上させていただいた公園費につきましては都市計画費でございまして、都市計画区域の公園の整備費用でございます。やはり、全市が都市計画区域ではございませんので、そういった各地域の公園整備というのをその担当部署というのか、その目的に応じてやはり作成されるというふうに考えております。この建設部以外の所管でございますが、余り詳しくは言えませんが、例えば都市計画区域以外であれば農村地域の農村公園、森林地域であれば森林公園、あるいは地域がどうしても必要な公園という形で地域振興等で地域の公園としての整備等があるかというふうに思います。そういったものが、先ほど若干触れましたけれど、全市的に作った緑の基本計画に適正な公園配置というのがございます。そういったものを改めて具体的にどういった所で整備ができるかというのを、やはり各所管あるいはうちの建設部あるいは農政等と協議をしながら、地域の要望に応えていくということで、その公園の手法等も検討されればいかなというふうに思っております。

○委員（平原志保君）

ぜひお願いいたします。子供たちも遊ぶ場所がなくて、バスに乗り、電車に乗り、わざわざ国分の中までブランコをしに来ている状態なので、よろしくお願ひいたします。あともう1件なんです。先ほど飛行機の設置場所で城山公園が出ていたんですけども、確か私が記憶するところに丸岡公園にヘリコプターが設置されたかと思うんですけども、そちらのほうと一緒に置いたほうが、今後の管理などがしやすいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今の御質問ですが、要望者の展示保存会のほうから様々な場所を御提起されまして、我々のほうも丸岡公園にも、今言われましたようにヘリコプターもありまして、どうでしょうかということも

申し上げたんですけど、要望者のほうがどうしても人口の密集地のほうがやはり様々な方々が見に来られるという強い要望で、城山公園の一角に展示をさせてほしいという要望の中で、一応市としても協議を終えたところでございます。

○委員（平原志保君）

はい、分かりました。

○委員（木野田誠君）

説明資料の3ページですね。例の橋の件ですけれども、この651という数字が出ておりましたけれども、一応この調査をされたわけですよ。調査をされて、その中で廃止予定の橋というのがありますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

651橋の概略点検などをした結果で今、長寿命化計画を作成しているところなんですけど、今この中で廃橋にするというものは含んでおりませんが、今後やはり国のほうからも廃橋を含めた長寿命化計画も検討すべきではないかというようなところもあるようでございます。

○委員（木野田誠君）

私も役所のほうからお電話を頂きまして、まだ議員になる前、調査されまして、私の所の近くに橋が、古いのが昭和四十何年ぐらいに造られた橋と、それと平成5年以降に造られた橋がありまして、古いほうの橋を今後使われますかというような問合せがあったんですよ。私の個人的な意見として、「いいや、使いますよ」と、「それを壊してもらっては困りますよ」というような返事をした覚えがあるんですけど、今後、そういうような廃止される橋があるのであれば、地元住民とはやはり十分な議論をされて、どちらかに決めていただきたいと思います。この件は要望しておきます。それと、14ページの街なみ環境整備事業、牧園の高千穂地区であります。この中に地域内の道路美装化というようなことが書いてありますが、この道路と言えは地域内というふうに書いてありますけれども、あの国道沿いのことを言っていらっしゃるのかどうかお伺いいたします。

○都市整備G長（猿渡千弘君）

この道路の美装化につきましては、市道の牧場～真頭線のことでございます。

○委員（木野田誠君）

はい、分かりました。次に、同じ14ページの一番下の国分・隼人駅前駐輪場及び駐車場の管理の件ですが、国分駅を私どもの霧島地区あるいはほかの国分駅から離れている地域の方々は、通勤者は別にしまして、よく国分駅から鹿児島島のほうへ列車の便がいいものですから国分駅まで車で来て、それから電車に乗り継いで行かれるという方が多くあるんですけども、なかなか駐車場がないと。例えば、国分駅のあっちは西側ですか、西口のほうに、あっちの駐車場に止めて、鹿児島島に行って帰って来てみたら、ここは30分しか使えないんですよという張り紙がしてあったというようなことで、非常にそういう場合の駐車場に困っているというふうな話がありました。いろいろ話をしていの中で、私はここの市の駐車場を今のところは使わざるを得ないですよという返事をしましたけれども、今後そういった駐車場について、例えば近くに立体駐車場を駅の利用の人の、ここにありましたので聴くんですが、立体駐車場を造るとか、そういう人たちのための駐車場の考え方というのはできませんか。

○都市計画課長（池之上淳君）

今、委員の御質問ですけれども、国分駅の西口については一応一時的に送り迎えとか、そういったときに使っていただくということで、そういうスペースを確保しております。あと、東口につきましては、JRのほうに設置している有料駐車場がございまして、10台前後とめられる所だと思います。あれにつきましては特急を使えば、駐車料金が何時間であっても300円というようなことでございます。立体駐車場の整備とかのお話でございましたけれども、今のところはそういった計画等がない状況でございます。

○委員（木野田誠君）

はい、分かりました。確認を致しますけれども、この市の駐車場、私どもがよく止める所ですが、ここはそういう列車を利用する人が使っても、お金さえ払えばいいわけですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

はい、それで結構です。お金を払っていただければ、止めてもいいということでございます。

○委員（新橋 実君）

建築住宅課のほうにちょっとお伺いしますけれども、今回、老朽住宅除去事業ということで32戸の分を予定していると。現在、空き家と今後転居予定ということで32戸ということなんですけれども、実際この32戸で今、転居予定の方、ここの老朽化して解体する住宅、ここの場所をまずお伺いしたいと思います。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

毎年9月の議会で解体の議案を出しているわけですが、今後やはり空きが出た場合は、それを含むということで予定しております。現在までのところでいきますと、国分地区では福島三佐住宅、岩戸住宅、松木住宅、向花住宅、隼人地区では宇都馬場西住宅、住吉2住宅、溝辺地区では西原第2団地、霧島地区では旧東中前住宅、牧園地区では中津川住宅などが、今現在空き家となっております。

○委員（新橋 実君）

やはりこういった所に、今まで住まれていた方は転居、ほとんどいらっしゃるわけですが。転居予定ということもありますけれども、実際、決定をしたわけですか。転居するというところで決定したということで理解していいんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

今、申し上げました団地につきましては、もう空き家に現在なっているところです。それで、今も入居者のほうと転居をどこにするかというようなことでいろいろ話合いを行っておりますので、そこが早い段階でまとまれば、今回の解体の中に含めるということで考えております。

○委員（新橋 実君）

ということは、今、転居予定で話をしている所は入っていないということですよ。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

戸数につきましては、見込みで今、計上しておりますので、現在決まっている分にプラスアルファということで、そういうふうと考えていただければいいと思います。

○委員（新橋 実君）

私なぜこれを質問するかと言いますと、やはりこういった住宅にいらっしゃる方は、非常に所得も低くて、なかなか安い団地ですので、もう古い住宅で、なかなか資産もないと。生活保護ももらっている方もいらっしゃるかも分かりませんが、そういった方が次に入る所を、やはりそういった所を今度は市のほうであっせんもされると思うわけですが、そういったことはなされているのかお伺いします。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

まず入居者のほうに、こちらのほうから入居のお願いという形で手紙を出すわけですが、相談に来られたときに言われるのが、やはり例えば地域の中のどこか安い住宅はないだろうかとか、子供さんがどこどこにいるからその近くに住みたいというようなことがありますので、空きがあればすぐ話がまとまるんですけども、空きがない場合、やはりその空きが出るまでは、今の住宅にいても構いませんよと。ただ、こちらのほうであっせんした際には、速やかに移ってくださということでお願いしております。

○委員（新橋 実君）

国分・隼人は、なかなか市営住宅の空きがないわけですね、いつも。どこに入ろうとしても抽選になったり、いろんな形になるわけですが、ほかの地区はもうすぐにでも住めるというような状況もあります。今回は国分の地区が何件か上がっているわけですが、私もこの方から

一回ちょっと聞かれたものですから、実際本当に住む所があるんだろうかというようなことですね。そこについては、例えばその四方田とかいろいろあるわけですが、そういった所、同じような所にあっせんをされているのかですね。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

入居者が、例えば4階建てのああいいうRCの建物に入りたいということでは、それもできるわけですから、こちらのほうでどこにということはある程度あえて申しております。そして、例えば抽選倍率が非常に高い団地、木之房とか名波ハイタウンとか、そういう所はやはり抽選をしていただかないといけないんですけども、通常の所であれば優先入居という形で現在は行っておりますので、希望さえ出していただければ空きが出た時点ですぐ、どうですかということでは話を進めますので、転居自体は希望さえあればそえるかと思えます。

○委員（新橋 実君）

それについては分かりました。よろしく申し上げます。建築指導課のほうにちょっとお伺いしますけれども、耐震改修促進事業で今回、耐震診断5棟、耐震改修が5件ということで一応見てあるわけですが、この耐震診断はなかなか地元の設計事務所のほうにも免許を持った方がいらっしやらないと。よそから、県内とか県外とかから来ないといけないような状況だと私は思うわけですが、これについて市の対応はどういうふうな形で考えていらっしやるのかお伺いします。

○建築指導課長（川上健朗君）

まず、本市が定めています木造住宅の耐震化支援のための助成制度での補助要件と致しましては、建築士の資格を持っている方に加えて、県が制度化しています木造住宅の耐震診断の技術者の登録者ということをお定めております。この登録制度の手続等につきましては、県のほうが主体として例年、住まいと建築展といったイベントを県などの機関が行っていますが、そのイベントと併せてこの技術者講習会というのを開催しているようでございます。その会のほうに出席された県内の建築士の方々が受講されて、お認めいただいた上で正式な登録の手続をとられているというふうに聞いております。本市のほうは、霧島市の建築耐震改修促進計画の中で、こういった技術者普及啓発ということにつきましても取り組むことになっておりますので、県と連携しながら例年各取組を行っているわけですが、今、申し上げました県の登録制度につきましても、例年市のほうでも行っています耐震セミナー、それから消防局が実施しています防災フェスタ等にも参加したときと併せて、この登録制度のほうについては今のところPRを幅広くしているところでございます。

○委員（新橋 実君）

県が主体となってセミナーを開いたり講習会を開いているということなんですけれども、この講習会に行ったらすぐ免許をもらえるものではないんでしょう。これは何か資格試験があるのでしょうか。

○建築指導課長（川上健朗君）

この講習会の内容は、木造住宅の耐震化への重要性といったようなカリキュラムが幾つか設けられていて、大学の建築の先生方、それから行政の建築の担当者等からの講義が幾つかありまして、その受講を受けられましたら、そのまま所要の手続をとれば登録されるというふうになっているようでございます。

○委員（新橋 実君）

部長、今、市が出している耐震診断とかいろんな公共施設の建築の入札があるわけですが、非常にこれの落札が、不調が多いと。これは、やはり地元でその資格を持っている人がいないというのが一つの原因であって、とにかくどこかに頼まないことには、鹿児島県の業者とか事業者とか、同じ設計事務所なんですけれども、これが何年に一回試験が行われているか、私もちょっと今分からないんですけれども、なかなか厳しい。だから、業者が地元で発注してもなかなか地元が受注できないというようなこともあるわけですね。だから、そういったことで、もうちょっとその資格試験も、資格試験ももちろんとらないといけないわけですが、その辺のセミナーをもうちょっと

市のほうでも充実させていただいて、地元は地元でできるようなそういう体制もとっていただきたいと思いますが、その辺はどう思っていますか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

この件につきましては、私のほうで答えさせていただきます。登録制度につきましては、5年に1回ということではございますけれども、福岡とかいろいろほかの所でもやっていますので、それにつきましては必ず受けてくださいということは、設計事務所のほうに通知も致しております。だから、やはり先ほど申しましたように、試験があるわけでもないし、受講さえすればいいということですので、やはり機会を見つけていただいて、必ず受けていただく。そうしていただかないと、例えば公営住宅なんかの耐震診断をする際にも、申請するときそこに受講者名を記入しないとイケないということになりますので、そこがないことには書類が出せないということになりますので、鹿児島県であるときにはそんなにお金も掛かるようではございませんので、ぜひ受けるようにしていただきたいと思います。県のほうから通知があったときにはこちらのほうからも、やはり設計事務所のほうにもこういうのがありますよと、受けていないのであれば受けてくださいということは、通知はしたいと思います。

○委員（新橋 実君）

ということは、木造に限らず耐震については全て試験はないと、講習だけ受ければいいのかとかなんですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

現在の制度の中では、講習を受けさえすれば、受講証が付くわけですから、何も難しいことはないと思います。

○委員（新橋 実君）

分かりました。それについてはちょっと私も確認をして、また今後やっていきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

二、三確認をさせてください。14ページの都市計画総務費の中で、先ほど課長のほうから説明を頂いたんですが、用途地域変更に伴う広域調整検討業務委託、ここの内容、全部ではないですが、単人駅東の土地区画整理で第1種地域から商業施設への変更をするんだという御説明を頂いたんですね。そうすると、こちらの17ページのほうで大体施行地区面積が約13.1haになるわけですが、ここの整合性という点ではどうなのかですね。全くまた変更が考えられるのか。それとも、その分はちゃんとストックをしながら、こちらの見直し検討事業ということで進んでいくのかですね。その辺はどうなっていくのか、お聴きしておきたいと思います。

○都市計画課長（池之上淳君）

この単人駅東地区の第1種住居地域という、今、用途地域になっております。その部分の区域としては、今、第1種住居地域の部分が11.4haございまして、あと国道223号とそれから県道の野口線ですけれども、この野口線については道路の境界から25mですね。それと、223号については道路の境界から50mの所まではもう既に商業地域になっております。それ以外の11.4haについて、それが今、第1種住居地域ですので、それを商業地域に変えようということで、第1種住居地域の部分を全部商業地域に変えようということで考えております。

○委員（前川原正人君）

分かりました。もう一点は、住宅新築資金等貸付事業ということで、これは建築住宅課の所管になっているようでございますが、これのいわゆる回収率及び貸付残高、これは旧単人町の時代からの変遷がある、歴史がある部分だと思うんですが、この内容についてお示しを頂けますか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

まず、回収率ですけれども、まだ平成25年度というのが出ておりませんので、平成24年度でお答えいたします。現年度分が去年で41.3%でしたので、過年度が0.71%、計としましては全体で1.11%になっております。平成26年度の調定というのは、26年度は現年度分が157万3,944円の75%を見込

んでの118万3,000円を見込んでおります。過年度分は、調定額2億8,451万8,417円の0.54%ということで153万6,000円の合計で271万9,000円を見込んでおります。したがって、先ほどの調定額が今年度末で予想される未納額というふうに考えていただければいいかと思っております。

○委員（前川原正人君）

今、お示しを頂いたんですが、大体2億8,000万円ぐらいのいわゆる未返済というふうになるわけですが、この委託料の中で法手続等委託料というのは、これは例えば差押えとか、法的根拠に基づく回収の、一つの手段という理解でよろしいわけですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

そのように考えていただければいいかと思っております。

○委員（前川原正人君）

それと、区画整理の関係で、説明資料17ページですが、浜之市土地区画整理事業、そして隼人駅東土地区画整理事業ということで、この件につきましては先の3月の補正予算で繰越明許費にされた部分があると思うんですけども、26年度の予算ベースで見た場合に、どれぐらいの整備率と言うんですかね、進捗率と言うんでしょうか、どのぐらいになるのかですね。この隼人駅東のほうも26年度ベースで見たときにどれぐらいの進捗になるというふうな見込みを立てていらっしゃるのか、お聴きをしておきたいと思っております。

○区画整理課長（久永哲士君）

今、御提案差し上げておりますこの予算に基づきまして、平成26年度末で浜之市が84.3%、隼人駅東が22.3%の進捗率になるというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

おっしゃったのは、面のほうでというふうに理解していいわけですか。

○区画整理課長（久永哲士君）

ただいま申し上げました進捗率につきましては、事業費ベースでということと御理解を頂きたいと思っております。

○委員（志摩浩志君）

確認です。17ページの区画整理についてですけども、先日の生活環境部の中で、ごみ収集所の用地を造ってほしいという要望で質問したんですけども、連絡は来ていますか。確認です。

○区画整理課長（久永哲士君）

連絡は受けております。

○委員（志摩浩志君）

市長が言われるスピーディーな対応で大変結構なことだと思います。今、隼人駅の西のほうでは収集所に大変困っております。それは、区画整理がもう済んでいるからでありまして、収集所を置く場所がないということで、車にひやひやしながら回収をされております。やはり、今から線引きが行われる区画整理の中で、そういう場所は確実に確保して線引きをしていただきたいなと思っておりますので、今の回答で大変安心しました。次に、駅前の駐輪場ですが、大変整備をされてきております。その中で放置自転車、盗難車も多いと思うんですが、何箇所ぐらいで処理をされるものか。

○都市計画第1G長（久木元直仁君）

今のところ、毎月処理をしております。

○委員（志摩浩志君）

処理された自転車、撤去をされた自転車ですけども、処分されるはずですが、いいことを教えてあげます。貿易の対象になりまして、今、収集に一生懸命な方々もたくさんおられますので、ただの地金と違って、より金になりますので、市のまたその収益で、問題になっております交通安全のラインでも1mでも伸ばしていただければいいなと考えております。それと、今、宮内地区に雇用促進住宅があったんですが、あれを今、整備をされておりますけれども、市と関係がありますか。



○建築住宅課長（矢野昌幸君）

民間のほうに売却されたという話で聞いております。すみません、それと、先ほどちょっと前川原議員のほうに答えた分で、完全に間違っていた数字があったものですから、お答えいたします。新築資金の償還率ですけれども、平成24年度末で、元金ベースでいきますと71.55%です、償還率がですね。

○委員（平原志保君）

予算説明資料の13ページ、民間のアスベスト対策の事業のものでですね。こちらなんですけど、建物もだんだん新しく建て替わってきて、アスベストの建物自体がもうなくなっているとは思いますが、あと何年間ぐらいこの予算をみなしているのでしょうか。

○建築指導G長（松崎浩司君）

現在、霧島市のほうではアスベストの調査に対する費用の一部を助成しておりますけれども、県のほうから伺っているデータに基づきますと、まだ鹿児島県内にも幾つかそういったアスベストを使用していたと思われる建物があるようでございます。それと、当然これは国からの直接的な補助になっておりますので、国がまだ100%安全宣言を出していないところを見ますと、やはり日本全国でもまだこういった事例はあると考えております。ですから、この事業につきましては、国あるいは鹿児島県なりが安全宣言を出した時点での事業終了と考えております。

○委員（平原志保君）

分かりました。一つ確認なんですけれども、霧島市内の公共施設のアスベスト対策はもう終わっているんですね。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

全部を把握しているわけではございませんけれども、以前公共施設につきましてはアスベストの有無を全部調査がありましたので、私が聞いている範囲では、あった分についてはそれなりに対応をしているというふう聞いております。

○委員（厚地 覺君）

先ほど聴けば良かったんですけども、この辺地債で霧島の泉水～市後柄線の道路ですけれど、最近あそこに四、五年前に工事した跡にシラスが盛ってありますけれど、あれは何のために。先行してやったんですか。それとも、捨土として持ってきたんですか。

○霧島総合支所産業建設課長（岩元洋二君）

あのシラスは、今年の緑の村の排水対策工事で緑地公園の土を20cmほど剥いだ分を、泉水～市後柄線の道路改良時に伴う不足土として、あそこに暫定的に置いております。

○委員（厚地 覺君）

そういうことができるわけですね。例えば持松線、あれも何百台とシラスが出たんですよ。それを民間のほうに捨土としている。あるいはまた、霧島からわざわざ農大跡地に持ち込んでいる。こういうことができるんだったら、どうせやらなければならないのですから、そこにちゃんとある程度の予算を前もって組んでいて、捨てるようにやれば良いと思うんですよ。これなんか無駄なんですよ、やはりそういう金が。あそこにあれを完全に埋め土とすれば、相当な何百万という金が掛かるはずですよ。その辺を今後、徹底して先行して、そういう予算を前もって組んでいて、やっていただきたいと思います。どうですか。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時28分」

「再開 午前11時29分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○建設部長（篠原明博君）

今おっしゃいましたように、市内の道路をやりますと、後で残土あるいは流用土等が出てくるわけでございます。今、委員おっしゃいましたように、計画的にそういった捨土であれば捨土、あるいは造成地、盛土がある場合はそういう盛土の所に持っていけば経費が安く済むわけでございますので、当然、市のほうでもいろいろ事業を進めるに当たりましては各関係課で調整をして、必要な土がある計画道路あるいは土が出る道路、いろいろありますので、それは調整は県も含めてやっております。県なんかもいろいろな、そういった例えば寄洲の除去等についても、今は民間の方々でも受け入れてくださればやりますというような取組をしております。そのようなことを考えますと、やはり事業をする上で最小限の経費でそういったいろんな工法ができるのであれば、やはり必要なことだというふうに考えております。特に持松線をする頃は残土が非常に多くて、なかなかその残土場所を見つけるのが大変だったような気が致します。そういうのを考えますと、計画的に事前にそういう場所を確保しておくことで、経費の節減になるということは十分理解を致しておりますので、今後そういった事業においては、各関係機関とうまく調整ができるような形でやっていきたいと思っております。

○委員（厚地 覺君）

この工事も、ここに委託料あるいは補償補填及び賠償金が組まれているわけですから、来年度は着工になるはずですから、そういう捨土もまだどんどん出ると思えますよ。何もあの農大跡地まで運ぶ必要もないわけですから、下から上にですね。そういう場合は徹底して、予算をある程度確保してもらってやっていただきたいと思えます。

○委員（中村満雄君）

商工観光部が予算化していますリフォーム事業5,000万円についてちょっとお伺いしたいんですが、商工観光部に聞きましたところ、建築指導課に聞いてくれということで、実は今回抽選ということで、その計画がある人に割り当てられるわけですけれども、そのときに一般のそういったリフォームを事業としていらっしゃる個人の方からの相談がありまして、要はその申請の代行手数料を取っている事業者がいると。そのことと、極端に1社か数社が分かりませんが、特定の事業者がその事業を独占していると。この5,000万円の事業が大きなその需要とかそういったことを喚起しているということは認めますが、個人事業主に非常にその圧迫が発生していると。そういった意味で、今回その申請時に、もう既に決まっているわけですのでどうしようもないですが、申請のときに申請の発注主に対して、例えばあなたはそういった代行手数料とかそういったのをお支払いになりましたかとかですね。もし、そういった事実があるとすれば、それは非常に問題だと思います。その辺いかが思われますか。

○建築指導課長（川上健朗君）

今のお尋ねについてお答えいたします。まず、この住宅リフォーム支援事業につきましては、おっしゃいましたように所管課が商工振興課ということなんですが、建築住宅の技術面に関わる部分も内容的に多いということでありまして、今まで私ども建築指導課のほうの共同で政策づくりから事業運営まで携わっているところです。このリフォーム支援の目的は言うまでもなく、地域経済活性化等の経済対策ということが主眼となっております。その要件としては地元の霧島の方の事業者が施工することが要件ということが、まず一つ言えるかと思えます。あと、その中で、申請内容が上がってきたものを私どもの課でチェックする内容としましては、その見積書等になるわけですが、その数量等は添付されている図面等で大方把握できますが、その価格等の面については、あくまでも公共事業と違いまして、民間の商取引というところもありまして、行政が完全に入れ込み部分ではあります。今の指導状況としましては、標準価格と示されている国の関係機関等が示している建設物価等の価格と比較して、余りにも開きがあるときには、一言はちゃんとチェックされていますかといったようなことは指導していますが、あくまでもこれは申請者と施工業者、工務店さんとの間での取引なので、それ以上のことについては申してないところであります。御指摘のその手続の代行手数料等ということにつきましても、実際今、見積書を承っている中ではそういった項

目は見受けられないわけですが、あくまでも一般経費というところの計上の中に含まれているものという認識の下に、私どもの課のほうでは処理して、所管課の商工振興課のほうに手続のほうを引き継いでいるというような状況になっているところでございます。

○委員（中村満雄君）

施主とその施工業者との間の契約に関しては、それは当然その民と民のことであるから市が関与するところではありませんけれども、その枠外での施主に対して代行手数料を下さいよとか、そういったことがあるとしたら、不公正なことになって、まずいですよね。だから、そういったことに関して確認とか、もしそういったことの実事があるとすれば、その是正をなささいとか、そういったことに関する質問なんです。

○建築指導課長（川上健朗君）

繰り返しの答弁となりますが、大前提が、今申し上げましたように民間商取引ということなんです。委員がおっしゃったような御懸念をされる申請者の方、市民の方々も当然いらっしゃると思いますので、そういったところのサポート的な支援の在り方につきましては、私どもの行政のアドバイスのほかにホームページ、それから市の広報等でもお知らせしていますが、国が設けています「住まいるダイヤル」であったり、これは私どもの課の所管するところではないんですが、消費生活センター、それから法的な部分につきましては法テラス、鹿児島弁護士会といったようなところもそういった申出をされるお客様に対しては、所要の内容等を御説明いたしまして、手続をとられたらどうかといったようなことも併せてアドバイスして、対応しているところでございます。

○委員（中村満雄君）

この事業が地域に及ぼす波及効果というのは重々分かっているんですが、そこで今後のことですが、非常に零細の個人事業主が仕事を受注できない状態になっているとこの事実で、この事業をもし今後とも継続されるとかそういったことがあるとすれば、そのあたりの配慮をした取扱いといたしますか、運用をぜひ検討していただきたいんですが、そのことに関して答弁いただいたら、これで終わります。

○建設部長（篠原明博君）

今おっしゃいましたように、このリフォームを推進する以上、そういった、もし市民の方々がちょっと疑義があるというようなことであれば、また商工振興課あたりと協議を致します。おっしゃいましたように、代行手数料という形のもので、どういう形で個々に取引の中でされるか分かりませんが、先ほどありましたけれど、皆さんその経費の中の一部として把握をされるか、あるいは別途にされるかいろいろあるかと思えます。そういうのが必ず市としてそれは駄目ですよ、あるいはそれは経費の中だと、そういう議論はちょっと我々ではできませんけれども、おっしゃいましたように市民の方がそういうのはおかしいのではないかと、あるいは違った形で何か相談ができないかということであれば、また商工振興課、先ほどの事業実施をする段階でまた検討させていただければというふうに思っています。

○委員（中村満雄君）

すみません、今後のこの事業が継続されるとすれば、その運用方法について申し上げましたが、そこについてちょっと。

○建設部長（篠原明博君）

今後の計画については、まだ未定でございます。こういった今2か年やってきた、現在も受付中でございます。だから、そういった中で検討できるものであれば、そういうものでやります。ただ、方針として、じゃあ来年度以降うんぬんということではなくて、現状においては来年度以降が未定でございますので、現状によって対応できるものもあれば、商工振興課あたりと協議をさせていただきます。

○委員（新橋 実君）

数年前、国分駅の東口をロータリー式に整備が終わったわけですがけれども、そのときに非常に狭

いと。バスが来たり、特に雨の日の送り迎えで車の自家用車のほうも多くてなかなかで、せっかく造ってもらったけれども手狭であったり、そういうことを話をした経緯があるわけですがけれども、これは計画もいろいろあるのか確認したいんですけれども、実際、もう今のあの東口の駅前について、今後改良する可能性があるのかですね。現在のままでいくのかどうか、確認します。

○都市計画課長（池之上淳君）

東口につきましては、今のところあの状況でいくということでございます。

○委員（新橋 実君）

課長もあの朝の現状とか、雨が降ったときの現状とかそういったのは見られたことがあるんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

はい、見たことはございます。

○委員（新橋 実君）

それについては、どういうふうに思われていますか。

○都市計画課長（池之上淳君）

学生の送り迎えで保護者が送ってくると。バスも来るというような状況で、学生を降ろしてすぐ車が出ていくという状況で、そこら辺りはそれぞれの運転手の方々が気を付けてやっていたかなくてはいけないような状況ではないかなと。ただ、混雑はしておりますけれども、一時的に電車が出る時間に合わせて皆さん来られますので、それ以外については今の状況でも大丈夫ではないかなというような感想を持っております。

○委員（新橋 実君）

事故が起こってからでは、何もかもそうなんですけれども、どこもかしこも交差点についても事故が起こってからこれはいけなかったということで、後で改良するわけですがけれども、実際あそこはいろんな通勤客やら通学生、たくさんいますよね。そして、おまけに駐車場もあって、あそこを渡るときも本当に気を付けながらされているから、事故もほとんどないと思いますよ。だけど、やはり今後を考えたときには、しっかりとその辺の整備も含めて今後は検討していく。全然今は考えていないということでしたけど、やはり考える必要はあると思うんですけれども。部長、いかがですかね。

○建設部長（篠原明博君）

以前も東口の駅前広場については非常に手狭であると。また、バスやら一般の学生さんを迎えられる保護者の方々が、非常に多いと。時間帯によっては非常に朝夕、特に夕方等は非常に混雑をするわけです。そういうことを考えまして、市のほうでも、一つは分散化ということで、西口に駅前広場を造りました。自由通路を造って、ぜひ向こうのほうに、向こうは結構ゆっくりとしているんですよ。それで、いろんな各方面から迎えにこられる方々が、逆に中央高校前の踏切でするよりも、向こうの方面の方は西口のほうに行かれたほうがずっと安心して、あるいはゆったりとして出迎えるもできるというようなことで周知をしているつもりですが、なかなかそれが皆さんに伝わらないということがあります。例えば、おっしゃいましたように東口のほうにそういった駐車場を造ると非常に大きな目的ではございますが、状況を見ますとなかなかそこにそういった敷地で駐車場というのは非常に不可能でございますので、やはりそういった東口であったりあるいはその時間帯を考えていただいたり、そういったものをやはり周知し、PTA、特に学校の関係の方々にそういったお願いをすることで分散化をしていきたいと。当時、私どもも西口のほうに造って、バスまで一応何とか回してほしいというような強い要望をした経緯がございました。ただ、現実としてはまだ実現しておりません。ただ、こういうふうにどんどん自動車が多く、車が多くなり、あるいはそういった通学生が多くなるということを考えますと、本当に真剣に西口のほうへの分散化をして、やはり安心・安全なそういうような歩行者あるいは車の通行をやっていくべきであるというふうにご存じますので、そういったものをまた今後関係機関と協議をさせていただきます。

○委員（新橋 実君）

迎えについては時間にある程度余裕があってもいいんですけども、送るときはもうすぐ、言わばばたばたと、とにかく列車が出るちょっと前に来るわけですね。だから、西からでは間に合わないわけですよ。西は一回一回渡り廊下を渡っていかないといけないわけですから。だから、そういう状況もありますので、これは要望しておきますけれども、部長、そういうふうな形で今後検討していただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午前11時46分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（木野田誠君）

長谷川課長、先ほどの道路アダプト制度事業ですけれども、これの資料がありましたら頂けませんか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

要件の資料でしょうか。

○委員（木野田誠君）

要綱もですけれども、その幹線道路が決まっているのがあるわけでしょう。そういうものを下さい。頂けたら、お願いします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

アダプトを実施している指定区間の路線網図でよろしいでしょうか。[「はい。要綱も含めて」と言う声あり] 要綱も含めてですね。後で提出させていただきます。

○委員（木野田誠君）

今、関の坂で小水力発電の事業を進めていらっしゃいますけれども、ちょっと要望というか、県道を今掘って、導管を入れていらっしゃるんですけども、あの作業は非常にのろいというような話を皆さんから言われるんですけども、私も実際確認はしていないんですけど、あそこの作業は県道を掘り返してやっっているんですけど、土曜・日曜もやっっているんですか。それと夜間ですね。要は、もうちょっと拙速に、その土曜・日曜を使ったり、夜間にもしてもらわないと、こういう一旦停止の交通規制はいつまで続くのよと、イライラが大分積もっているようですので、その辺をもし担当していらっしゃったらお答えください。

○建設部長（篠原明博君）

おっしゃいましたように、都城隼人線の工事の件ですが、県のほうが直接工事をされておりますので、今おっしゃいましたようにそういった要望がありますと。そういった形で早急に済ませてほしいというような強い要望があったということをお伝えしたいと思います。

○委員（中村満雄君）

説明資料の12ページの田口団地の建替計画ですが、地元の方の期待が大きくて、非常に喜んでいらっしゃいます。田口広場がちゃんとなるということで、それで伺いたいのは、これの田口広場が出来上がる時期というのが分かりましたら教えてください。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

予算としては26年度でなっていますので、できればもうこの期間内に完成させたいと思います。ただ、用地買収というのがありますので、そこがスムーズにいかないことにはなかなか進まないと思います。

○委員（中村満雄君）

ということは、その時期的には、例えば夏までとか秋口とかそういったお答えはできないという

ことですか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

新年度になりましたらすぐ用地購入ということになりまして、その後、やはり全体的な見直しをしないといけないということで、田口広場が今のあの形がいいとは思いませんので、団地のほうを含めてどういう形が一番両方とも使いやすいのか、そこを検討しまして、設計を行って、造成工事、それと広場の整備ということで、やはりぎりぎり1年見ていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

説明資料の14ページ、都市計画のほうですけれども、この違反広告物除去の事業について、どういったのを違反広告物と言うのか、まずお伺いします。

○都市計画第2G長（川畑 誠君）

無許可で立てている立て看板とか貼り紙、のぼり旗、貼り札などが該当いたします。

○委員（新橋 実君）

業者が、例えば土・日に何か展示会をするとか言って立てる、ああいう看板もありますけれども、そういったのも違反広告物になるんですか。

○都市計画第2G長（川畑 誠君）

許可を取っていなければ、違反広告物でございます。

○委員（新橋 実君）

それについては許可制度があるわけですか。例えば電柱に立てますよという、そういう許可はされるんですか。

○都市計画第2G長（川畑 誠君）

そういう許可がございます。

○委員（新橋 実君）

それについては、違反広告物について、これは何箇月に1回、1か月に1回ですかね。この撤去・除去、これはいつ頃されるのかお伺いします。

○都市計画第2G長（川畑 誠君）

違反広告物につきましては、シルバー人材センターに委託しておりまして、月平均6回程度となっております。

○委員（新橋 実君）

月に6回ですか。

○都市計画第2G長（川畑 誠君）

平均して週に2日ということで、年に七十何回の撤去をお願いしております。

○委員（新橋 実君）

電柱なんか貼ってあるビラなんか違反広告物になるわけですね。

○都市計画第2G長（川畑 誠君）

はい、違反広告物になります。

○委員（新橋 実君）

政治家の方なんか貼っていますよ。それは違反広告物なんですよ。

○都市計画課長（池之上淳君）

許可シールとか、県の選管から許可をしたシール等か貼ってあれば、それは違反ではないんですけれども、何もそういうのがなければ違反広告物になります。

○委員（新橋 実君）

ということは、例えば許可をもらったということであれば、何かシールか何か貼ってあると思うんですけれども、今言われましたよね。そういうビラでも貼るんですかね。

○都市計画課長（池之上淳君）

ビラでも許可があれば貼ってあると思います。

○委員（新橋 実君）

まだ、やはり私たちがこうずっと車を運転していると、いろいろな物が目に付くものですから、ちょっと聴いたんですけども、今後、またちょくちょく見たときにまた報告はしますけれども、皆さん方も見れば大体分かると思いますので、しっかりと取締りのほうもやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員（前川原正人君）

1点だけ確認をしておきたいと思います。先ほど建築指導課長のほうからる説明があったんですが、今度2014年、26年度から3年間の事業で国のほうがリフォーム事業をもう法制化というか、もう予算化しているんですね。予算はまだ通っていないですけども、今度、補助額はリフォーム工事に要する工事費の3分の1、限度額は200万円と100万円ということで、補助額が増えていくであろうということが言われているんですが、これは政策的な部分で商工観光部が所管に、メインになると思うんですが、建築指導課のほうもその受付というもやはりやられるわけですので、その辺のすり合わせというんですか、そういう情報あるいは議論は、この当初予算を組む段階での議論はなかったのか、お聴きをしておきたいと思います。

○建築指導課長（川上健朗君）

今、委員がお尋ねになった件につきましては、市町村のほうには通常、県のほうから各種建築住宅関係の施策関係の情報等がまいるわけですが、今そういった関係の情報というのは私も一般の新聞広告等では目にはしておりますが、具体的にはまだ正式に県から情報はないところであります。今、市のほうが行っている事業の継続の段階でも、その県の情報等もありませんでしたので、それを含めた検討というのは行わなかったわけですが、今後、いわゆる補助の重複補助の問題等々が御指摘される場合には、また市のほうの制度の在り方についても所管の商工振興課のほうでまた協議して、対応していくことになろうかと思えます。これは私の個人的な意見になるかと思えますが、一般的にこの国等が制度化する内容等につきましては、補助の待遇・内容が市の事業と比べまして非常に良い内容になっているわけですが、恐らくそういうことの代わりに条件等がかなり厳しいものが課せられるのではないかなというふうに思われるところです。市のほうは今、総額最大で32万円の助成金を行っていますが、比較的市民の方であれば市内の事業者の方が施工する場合のリフォームについては、比較的容易に助成ができるようになっていきますので、そういった面では市のほうの事業のほうが使いやすさがいいといった面では大きいかなというふうに考えるところであります。

○委員（池田 守君）

9ページですが、総合治水事業でお聴きします。福島地区が予定されておりますけど、場所と、それから工事概要についてお示してください。

○河川港湾G主査（深迫康幸君）

総合治水事業の事業箇所について御説明します。25年度に行いました福島地区排水路の継続工事でございます。場所は、自衛隊から西側の排水路を天降川へ排水する工事箇所でございます。

○委員（池田 守君）

もう一件、建築住宅課にお聴きしますけれども、宮下団地それから四方田団地のあの2階建て住宅部分は現在入居させていないと思うんですけども、現在の戸数に対する入居者はどれぐらいいますか。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

入居率につきましては、ちょっと今、手持ちがございませんので、また後で御報告したいと思います。

○委員（池田 守君）

もう相当空き家になっていて、進んでいると思うんですけども、まだ一団の五、六戸の中で一人住んでいるとか、そういうのがあると思うんですけども、そこら辺りを総合的に早目に何とか対策を打ってもらって、移転費用を出して別な所に移っていただくとかいう形で、早目に撤去する

とか取り壊すとか、そういった駐車場としての有効利用とか、そういうのを進めてほしいんですけども、一団の団地の中に2戸ぐらいしか住んでいないというのも結構見受けますので、防犯上もよくないですから、早く対策をとってほしいということを求めています。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

ちょっと中身について御説明しておきたいと思います。宮下団地と四方田団地は建替予定団地ということがありまして、2階建てにつきましては自治会のほうともいろいろ話をし、できれば平家のほうに移ってほしいということをお願いしているんですけども、移転費用が建替団地の場合は出せないものですから、やはりなかなかうまくいっていないと。こちらの修繕の担当のほうも、修繕の要望等があったときに、できるだけ早い段階で、今、空いていますから平家のほうに移られたらどうですかということをお願いはしているような状況でございます。

○委員（池田 守君）

移転費用がネックだとしたら、そこら辺りは総合的な市の政策として特別なそういった予算を組むとか考えられると思いますので、そこはまた市の独自の事業として進めていただきたいと思えます。

○委員長（前島広紀君）

ほかに委員からの質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員外議員（植山利博君）

16ページです。日当山線の用地購入それから補償が予算計上されておりますが、何件ぐらいを予定されていますか。

○都市整備G長（猿渡千弘君）

日当山線につきましては、用地のほうを15筆、補償のほうを1棟計画しております。

○委員外議員（植山利博君）

それから、14ページ、先ほどの質疑のやりとりの中で、用途地域の変更に伴う広域調査を検討すると、委託ということでしたけれども、答弁を聞いていましたら、商業地域が25mをもう既に張ってある所と、第1種住専が接しているように、見直しをしても接するように聞こえたんですけども、そこを確認させてください。

○都市計画課長（池之上淳君）

今、第1種住居地域の所を見直して商業地域に変えますので、鉄道と野口線と223号と囲まれたその都市計画区域のあの中が商業地域になると。だから、第1種住居地域はもうあそこからはなくなるというような変更の仕方を考えております。

○委員外議員（植山利博君）

それによって、商業地域と第1種住居地域が接することはなくなるという理解でいいですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

旧北側のほうですね。あちらについては商業地域と住居地域、変更しない部分については残る所があります。接する所は一部残る所はあります。

○委員外議員（植山利博君）

今後、改善をするような取組を求めているというふうに思います。それから、もう一点、しらさぎ橋（新川北線）の事業に5億幾ら付いていますけれども、この事業費を費やしたときの進捗率を事業費ベースでお願いします。

○道路整備第2G長（別當正浩君）

しらさぎ橋は今、下部工を行っております、この5億円は上部工の一部になります。事業費ベースで見ますと、全体事業費を取付け道路まで入れて36億円としていますので、今回の5億円を足しますと約51%の進捗率になりますが、今、下部工自体は事業費よりも安くできていますので、事業的には6割以上の進捗率になってくるのではないかとこのように考えております。



○委員長（前島広紀君）

ほかにありますか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで建設部関係の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 0時06分」

「再開 午後 0時57分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。矢野課長から発言の申し出がありましたので、許可いたします。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

先ほど池田守委員から質疑のありました団地の入居率について、お答えいたします。四方田団地、簡易平屋が管理戸数124戸に対しまして、入居戸数が117戸、入居率は94.4%です。簡易の二階建てが管理戸数31戸に対しまして、入居戸数17戸、入居率は54.8%でございます。計で管理戸数155戸、入居戸数が134戸、入居率が86.5%です。次は宮下団地です。簡易平屋のほうは管理戸数109戸に対しまして、入居戸数が99戸、入居率が90.8%です。簡易二階建てが、管理戸数39戸に対しまして、入居戸数が12戸、入居率が30.8%です。合計で、管理戸数148戸に対しまして、入居戸数111戸、入居率が75%となっております。

#### △ 議案第27号 平成26年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第27号、平成26年度霧島市温泉供給特別会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（篠原明博君）

それでは、議案第27号、平成26年度霧島市温泉供給特別会計予算について、御説明いたします。予算書では26から27ページでございます。温泉供給につきましては、観光の振興、生活基盤の充実及び住民福祉の向上を目的として、現在、霧島地区では営業用に25戸、個人用に283戸を、また、牧園地区では病院に1戸、個人用に22戸を給湯しているところであります。そのため、本年度も引き続き、歳入では事業収入や加入金などを計上し、歳出では通常の施設維持管理に要する経費のほか、両滝水源からの導水管敷設替工事に要する経費などを計上しており、歳入歳出の総額をそれぞれ8,032万円と致しております。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○霧島総合支所産業建設課長（岩元洋二君）

〔予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（時任英寛君）

基金の、25年度末残高の見込みを教えてくださいませんか。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

今現在で1億4,200万円ほどあります。今年度あと270万円ほど積み立てる予定ですので、大体1億4,500万円から1億4,600万円になるかと思われます。

○委員（時任英寛君）

今回、工事等が出ておりますが、管等の老朽化、経年劣化に伴う敷設替えも当然必要になってま

いるわけですがけれども、基金の積立てが1億4,000万円程度、これについては非常に額的に懸念される額ではないかなと考えておりますが、これについて市の見解はいかがでしょうか。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

この温泉事業につきましては、昭和30年から行っているわけですが、本管等につきましては平成4年から7年にかけて全面改修をしております。そういうことで、本管については、おおむね今後まだ20年以上もつと思われるんですが、25年度から導水管事業ということで、温泉と蒸気を混合するための配管につきまして、両滝水源という所があるんですが、そこの延長がおおむね2kmちょっとありまして、それが全面改修すると1億円以上掛かるということで、今のところは最大限必要である所だけを、特に露出をしている区間がありまして、そこについてはここ二、三年で改修する予定でありまして、それ以外については経過を見ながら敷設替えをしていく計画であります。

○委員（時任英寛君）

今、御説明がありましたこの導水管ですね、非常にお金の掛かる事業と聞いておりましたけれども、それと牧園の温泉施設、これについては大きなトラブルは発生いたしておりませんが、ここについても今後、湯元も含めての懸念材料はあると考えておりますけれども、牧園の温泉施設についての考え方、在り方というのはどのような議論がなされていますか。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

現在、市営温泉供給事業の在り方検討会というのを昨年11月に、第1回目を開催したところです。ただ、このことについては関係部署、商工観光部・総務部・企画部・牧園総合支所の部長・課長等を集めまして、今のところまだ現状把握というところまでしか行っておりません。第2回目を早急に開きたいのですが、3月で人事異動等があるということで、4月以降を計画しております。そういうことで、特に検討事項ということで、霧島地区・牧園地区の温泉供給事業の概要をまず説明して、あと牧園地区と霧島地区との調整ですね。目的が違うもんですから、なかなか何と言いますか、関係部署の考え方が違ったり、あと財務計画ということで、牧園の場合はもし本管等が破れたり改修工事が発生した場合、お金をどこから持ってくるのかという懸念もあります。そういうことで、早急にこの検討委員会を開いて、牧園・霧島の温泉の在り方を考えていきたいと今、考えているところであります。

○委員（中村満雄君）

泉源について伺いますけれども、2年ほど前でしたか、新しい井戸を掘って、それですごい蒸気にぶち当たった。でも、異様な音がして、いろいろ何だろうかと、そういったことがありましたけれども、今そのこの泉源とかそういった所に関する現状を説明してくださいませんか。

○霧島産業建設課温泉G主任（冷水辰雄君）

泉源につきましては、三つの混合槽で、水と蒸気を加えてつくっております。井戸は五つほど使っております。

○委員（中村満雄君）

新しく掘り当てたといいますか、何か問題があって新しい井戸を掘られたわけですね。それが蒸気の多いのを掘り当てたということで、そういったニュースが2年ぐらい前でしたか、ありましたよね。そのことに関してはいかがですか。

○霧島産業建設課温泉G主任（冷水辰雄君）

当初、蒸気量が足らなくなりまして、替え掘りをしたところ、3号井戸というのでかなり大きな蒸気量を掘り当てて、今それを主に使っている状態です。ただ、井戸は5本を使ってやり繰りしております。

○委員（中村満雄君）

湯量といいますか、蒸気量に関しては不安がないということで、それは結構です。それでは、温泉の会計についてちょっと不利なこともかもしれませんけれども、現状で霧島の温泉の供給を受けてらっしゃる方々から、「私たちは、年寄りになって毎日お風呂に入らないんですよ。でも、温泉代は

規定量を取られている」と。ということは、例えば契約の単位はちょっと分かりませんが、仮に10 t契約していたとして、その半分以下しか使っていないと。「せっかくメーターがあるんだから、半分にしてくれとは言わないけれども、そのメーターで課金して下さったら、年金暮らしの私たちは助かるんだが」とか、そういった声を聞いているんですよ。そういった声が届いているかということと、そういったことに関する何らかの施策とかお考えではないですか。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

声は届いておりません。それと、温泉の考え方が、この料金を決めたいきさつというのが、大体温泉の入浴料というのが民間で1人300円程度です。それを1か月30日入ったとき、9,000円程度なんです。それを1軒の家でその程度、あと家族が多くなればそれだけ安く入れるというようなことで、あと温泉は贅沢品という考え方もあると思うんですよ。霧島・丸尾とかでないといけな。あと、国分などにも一部ありますけれども、贅沢品ということからちょっと高くてもしょうがない。そして、温泉事業として私たちの、先ほど委員が言われましたように、ちょっと安くすると事業に影響が出るというようなこともあります。

○委員（中村満雄君）

今、ちょっとすごいお言葉を聞いたんですが、旧霧島町の時代から温泉は贅沢品だという、そのような考えがありましたか。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

どこにでも引けないというような考え方から、贅沢という言葉が出ました。

○委員（中村満雄君）

それは、市の見解ですか。もともと向こうで、結局、新規にどうぞとか、そういったこともPRしていたはずですし、贅沢という見解を市はお持ちなんですか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時13分」

「再 開 午後 1時15分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

先ほどの贅沢という言葉を取り消さしていただきたいと思います。ただし、水道等のようなインフラとはちょっと違うんですよという意味合いで、そういう言葉が出たということは御承知いただきたいと思います。そういうことで、先ほど料金を下げられないかというようなことにつきまして、使用者の負担原則からこの事業が営業できる程度、そしてまた将来は改良も見越した事業をしていかないといけませんので、できれば現状の料金でやっていきたいと考えております。

○委員（中村満雄君）

確かにその受益者負担、それはそうだと思います。それは理解します。そこで、浴槽の大きさで課金してらっしゃいますよね。今の浴槽よりも小さくしたら、そういった契約をやり直したら値段は下げられますよと、何かそういったことの話があるみたいですが、「それも自分の所の風呂桶を小さくすることはやぶさかではないけれども、それもお金が掛かるしね」とか、そういった声も聞いているんです。先ほどメーターでの課金とか、そういったことと、月の半分ぐらいしか入らないけれども、温泉は非常にお年寄りにとって有り難いと。非常に捨てるのが難しい。「でも、契約量の半分以下しか毎月使っていないから、ちょっとね」とか、そういった声があるということは、私の耳には届いているんです。残念ですが、霧島支所のほうには届いてないということで、それはちょっと不思議だなと思いますが、実際の担当者の方の所にはこういった声は届いていませんか。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

ちょっと別荘の地帯の方から、使わないんだけどという話はちょっと来たことはあります。その

際には、先ほど課長が言われたように、こういう温泉使用料で賄っていますので、なかなか使わなければいけません、基本料金は頂いておりますというような回答はしております。暗に下げてくださいというような声というのは、今のところはそこまで聞いてはいたませんが、先ほど言いましたように別荘の方から使わないんだよねというような話は来ております。

○委員（中村満雄君）

その別荘は、どこの別荘ですか。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

サンシャインビレッジとか、もともと開発業者が開発した所で、別荘で温泉を引いていらっしゃる方が結構、霧島にはおられますので、そういった方からはちょっとそういう声があるということです。

○委員（中村満雄君）

市の温泉のルートで引いている別荘ということとですよ。あそこにはほかの別荘もありますので。はい、その件は理解しました。次に、霧島ハイツの近くの温泉について、あそこは霧島台ですか、トラブルがあるということで、ここで言うのは適切かどうか分かりませんが、近くの方から配管があるのに温泉が来ないとか、とにかくもめごとがあるみたいですが、契約がどうなっているのか分らないと。そういったことに対して、霧島市は動かれるおつもりはありませんか。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時19分」

「再開 午後 1時19分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

確かに、神宮台という別荘地があるんですけども、もともと開発業者が別荘として開発して、市が温泉供給をするということで開発業者と契約しておりました。配管等は開発業者がされて、各戸に配管をしております。しかしながら、その業者が平成五、六年だったと思うんですが、破産されまして、本来ならば工事完了後には市に移管するということがあったんですけども、それがなされないまま現在に至っております。その中で、その開発業者というのが行方不明になっていたんですけども、ほかの方に譲渡をされておりました。確か平成18年くらいだったと思います。その中で、もともとその業者がいなくなったときに、旧霧島町において、その住民の方が何とかしてくれということで、それならそこで自治会をつくって、その自治会が温泉使用料を払っていただければ温泉を供給しますということで、今まで供給をしておりました。ところが、その開発業者から買われた方が、もともとまだ市には移管されていなくて個人の名義になっておりましたので、温泉を使わせないというようなことで今、ちょっとトラブルになっている経緯がございます。市としましては、民と民の係争のことなので、口を出すということもなかなかできないところなんですけれども、こちらとしてもそこが一刻も早く解決して、温泉供給ができるようになることは願っているんですけども、その民と民の争いなので、ちょっと手を出すことがなかなか難しいというような現状でございます。

○委員（中村満雄君）

その神宮台という所は結局、温泉の供給ができないということで、価値がほとんどなくなってきていることは事実なんですけれども、そこに温泉が供給されたならば、霧島市の温泉供給量も増えて、そういった実入りが増えるということと、その場所が移住定住の場所としても適切に使われるようになるであろうと。そういった意味では、確かに民と民のことであると思いますけれども、どこかで間違ったんですよ。契約とかそういったもので。何とかその解決に向けて動いていただけないかと。これは、いろんな方からの要望であることは間違いないですよ。私が出向いていっ

て、そういったことに首を突っ込めるかということ、なかなかできないところがありまして、いろんなその助言とかそういったことを、ぜひ霧島市が担っていただければと思うんですが。

○委員長（前島広紀君）

それは要望でよろしいですね。

○委員（中村満雄君）

そうですね。

○委員長（前島広紀君）

今回の議案とはちょっとないと思いますので。

○委員（中村満雄君）

温泉事業ということに関しては関係あるわけですから。

○委員長（前島広紀君）

ですけれども、今、予算審議をしていますので、それは要望ということで、これで打ち切らせていただきたいと思います。

○委員（前川原正人君）

この事業では、旧霧島町と牧園町と配湯をされており、霧島地区では営業用に25戸、個人用に283戸と、そして牧園地区では病院に1戸、個人用に22戸ということなんですけれども、実際に、予算書では歳入で加入金60万円になっているわけですが、使用料が90万円、手数料が3万円ということで、歳入は全体予算の歳出と比較して、約半分以上が歳出で出るというような状況になっているんですが、温泉供給の事業者として、例えば戸数を増やすための施策などについては、どういう取り組みをされていらっしゃるんですか。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

旧霧島町時代にもパンフレット等を作成し、温泉の本管が通っている住宅周辺に配布をしたりはやっておりました。

○委員（前川原正人君）

例えば、年次的に権利金が発生をたり、使用料が発生をしたり、いろんな経費の受益者負担分が発生をするわけなんですけれども、例えば今までの年度を追うごとに、すぐには100戸もというのは増えないわけであって、せいぜい二、三戸増えればいいほうだと思うんですが、そういう推移というのはどういうふうになっていますか。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

現在のところ、年々減っております。大体二、三戸ぐらいずつ減っております。大分高齢化になられて、廃泉をされる所も出ております。実際、今年度におきましても、霧島町で3戸の方が止められました。ただ、最近、何人かからの問合せがありまして、1戸はもう取るという段取りにはなっておりますが、なかなか今のところ増加という傾向にはなっていないようです。

○委員（前川原正人君）

問題は、要は今の戸数若しくは今の状態で、ずっと維持管理費が掛かっていって、その上でそれをずっと持ちこたえることができれば問題はないというふうに思うんですが、逆に言うと一般財源からの持ち出しとか、先ほど時任委員のほうから基金のことについて質疑があって、大体1億4,000万円、26年度にまた400万円ほど積み上げて、1億4,500万円くらいまでにはなりますけれども、一般財源からのいずれはそういうこともやっぱり、今の段階でそれがいいとか悪いとかまだ言える状況ではないんですけれども、やはりそういうのも視野に入れていくということになるんですか。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

そういうことについては、先ほど説明しました検討委員会の中でまた今後、話し合っていきたいと考えております。

○委員（厚地 覺君）

復習の意味で、月の使用料と、「給湯の許可更新を迎えて」とありますが、これは何年で許可更新

をするのか。それと、契約書は一代限りとなっているのか、それとも子供たちまで譲渡という権利があるのか伺います。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

使用料につきましては、先ほどありました面積で、一般家庭で大体8,710円です。ここが一番多くて、これで30 tです。月30 tまでで8,710円。それをオーバーした場合には、1 t当たり210円ということで加算されます。それと、この許可更新につきましては五年毎に許可更新をしております。これは、お子さんとかにも引き継ぐことはできます。相続の場合は手数料は要らないんですけども、譲渡の場合は譲渡手数料ということで手数料を取っております。

○委員（厚地 覺君）

中央地区の場合は、24時間給湯を今もやっていますか。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

牧園におきましては、24時間は行っておりません。夜中の間は供給をストップしております。

○委員（厚地 覺君）

ということは、湯量が足りないということでやっているわけですね。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

そのとおりです。あそこにつきましては、温度もそんなに高くないですし、湯量のほうもそこまで多くないということで、そのようにやっております。

○委員（厚地 覺君）

これは、霧島の場合と使用料・加入金は、全てが同じですか。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

牧園の場合は現在、使用料は一般の家庭で8,000円です。あと单身住宅がありまして、そこの方は5,000円となっております。ただし、牧園の場合は20 tまでが基本料金で、それをオーバーすると、ちょっと高いですけど400円となっております。

○委員（厚地 覺君）

同じ霧島市でありながら、これだけ8,000円と8,700円と、大差はないですけど違うわけですが、先ほども話がありましたように、やはり26年度も繰入金金が1,095万4,000円で予算計上されていると。今後、在り方に対しては、やはり民間委託という考え方はないんですか。やっぱり市の職員とか、いろいろ給料を考えた場合には、相当な赤字になると思うんですよ。その辺はどう考えてらっしゃいますか。

○建設部長（篠原明博君）

温泉供給の特別会計ですけども、牧園地区と霧島地区で運営を行っております。各々できたいきさつ、目的が違うわけで、それを一緒に霧島のほうでやっておりますけれども、おっしゃいましたように、今後この温泉供給事業を継続するに当たりましては、将来にわたってそのメンテあるいは基金の積み立てができない状況でございます。先ほどおっしゃいましたように、使用料の単価等もそこら辺りをしっかりと把握をして、使用者の方々に説明する責任があるだろうというふうに考えております。当然これは将来的には、おっしゃいましたように受益者負担で必要な方だけの加入金・負担金で賄っておりますので、そういったものの中でできるものを模索していくというふうに考えております。先ほど課長の説明でありましたように、在り方検討委員会の中でそういった細かいものから運営に係るもの、それと最終的にそういった部分的に民間委託等ができないかどうかまで含めてやろうと思っております。ただ、現状において非常に不安定な温泉供給でございますので、ここ3年あるいはその5年間のうちに、在り方検討会を経てしっかりとした温泉供給事業の確立をしないと民間委託もできないし、使用者の方々に安心して安定供給ができないということでございますので、今後必要な維持費であるとか、将来的にはポンプの替え掘り、さらえ掘りというのが出てきますので、そういうのを将来的にびしゃっと計画を立てて、今後の運営をしていきたいというふうに思っております。そういったことを庁内の課でも今から議論をするということで考

えておりますので、そういった形を早く仕組みをつくっていきたいというに考えております。

○委員（厚地 覺君）

その言葉も後世によく伝えておいてください。参考までに申しますと、民間の場合、牧園は加入金が100万円、また25 tまで9,000円なんです。だから、もし今後続けていくとすれば、今度は霧島温泉にもう一本引いてこの単価でやればどんどん儲かると思いますよ、逆に。その辺も考えておいていただきたいと思います。

○委員（中村満雄君）

霧島の神乃湯もこの温泉事業から引いてらっしゃいますよね。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

はい、そのとおりであります。

○委員（中村満雄君）

近くの方の住民福祉とか、そういった観点で必要な施設であってですね、当然温泉事業が行き詰まったとなると大きな影響があるということと、霧島地区ではさくらさくら温泉とか霧島神宮下のいろんな施設も、これから給湯されていますよね。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

さくらさくら温泉は、個人でやられております。

○霧島産業建設課温泉G長（鎌田順一君）

さくらさくら温泉につきましては、自分で引かれておりますが、湯量が足りないというか温度が足りないということで、市にどうにかしてくれないかということで、市が使っていない蒸気井戸を今、有料でお貸ししており、僅かですけれどもそのような状態であります。あと、ダイワリゾートにつきましては自前でされております。自前でされている所がダイワリゾートとさくらさくら温泉、そのほかは霧島市のほうで霧島神宮周辺の旅館・ホテル、そういった所には給湯しております。

○委員（中村満雄君）

霧島神宮の階段下あたりの温泉とか旅館とか、そういったのは全て、この霧島市の温泉事業から給湯されていると。ということは、もしこれが仮に行き詰ったとしたら、そこら辺の温泉旅館に重大な影響が及ぶということは事実ですよ。そういったことは当然、在り方検討委員会では考慮に入れて議論されると思いますけれども、非常に重大なことであるということは認識されていますよね。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

はい、認識しておりますので、在り方検討会をやって、この事業を永久に継続できるような形の経営ができるようにやっていきたいと思っております。

○委員（中村満雄君）

牧園のほうは湯量が足りないということで、24時間給湯じゃないということですが、少なくとも旧霧島町の部分に関しては湯量が不足とか、先ほどの新しい井戸も全部は使っていないということでしたが、湯量的には不安はないという理解でいいですか。

○霧島産業建設課長（岩元洋二君）

現在のところは湯量は、蒸気が十分にありますので大丈夫なんですけど、この蒸気に関しましては自然のものですから、いつ止まる、大丈夫というのとは言えません。ただ、替え掘り等をして、蒸気は出すように努力をしたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第27号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 1時38分」

「再開 午後 1時40分」

## △ 議案第26号 平成26年度霧島市下水道事業特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第26号、平成26年度霧島市下水道事業特別会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（篠原明博君）

議案第26号、平成26年度霧島市下水道事業特別会計予算について、御説明いたします。予算書の22から23ページになります。下水道事業につきましては、市街地の汚水を処理し、快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資することを目的として、国分隼人地区の公共下水道事業並びに国立公園の観光地や農山村における区域内の水域保全と生活環境の改善を図ることを目的として、牧園地区の特定環境保全公共下水道事業で整備を行っております。これらの事業により、国分隼人地区及び牧園地区の下水道供用開始区域の拡大を図りながら、下水道の普及率向上に努めているところであります。そのため、本年度も引き続き汚水処理に係る施設等の維持管理の要する経費、その他財源の確保を図るための収納業務の経費並びに下水道の供用開始区域の拡大を図るための経費などで、歳入歳出の総額をそれぞれ15億1,140万円とするものであります。詳細については、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（島内拓郎君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（厚地 覺君）

この牧園の特環で、先日の補正の審査のときに旧林田ホテルは接続していないと説明がありましたけれども、これは工事はあそこまで行ったわけですか。それと、霧島ホテルの関係はどうなんですか。

○工務G長（大脇賢治君）

管渠の整備の状況ですが、霧島ホテルのちょうど入口からまっすぐ上がりまして、ホテルの寮等があります。そちらのほうは接続されております。そして、霧島ホテルの本館につきましては手前というか、国道から入りましてそこでもう止めております。また、林田温泉につきましては、計画的にはちょうどそのいわさきホテルの男子寮のほうに本管を入れております。それを利用して、いわさきホテルの土地を通過して、管渠を接続する計画であります。まだ、それは工事を行っておりません。

○委員（厚地 覺君）

いわさきホテルについては工事を行っていないということですから、それでいいですけども、やはりいわさきホテルにはつながないということが前提であれば、工事をする必要があるんですか。

○下水道課長（島内拓郎君）

いわさきホテルにつきましては現在、全体計画区域では入っているんですけど、今のところ事業認可区域ではございません。ですから、今回進めていくに当たりまして、いわさきホテル様のほうと協議を致しまして、まずその事業認可手続をどうしましょうかという相談を行ったところ、接続する意向が今のところはないというようなことをお伺いしまして、もうこれからにつきましてはいわさきホテル様のほうはどうしてもということであれば、また事業認可を取って工事を行っていくということになってくると思います。

○委員（厚地 覺君）

20ページの高千穂地区管渠舗装復旧工事で639mですか、これはどこを指していますか。



○工務G長（大脇賢治君）

これは、25年度に旅行人山荘の本管を入れました所の本復旧と、あと旧年度に施工しました高千穂地区の厚地牧場という所があるんですが、そこの道路になります。その2か所になります。

○委員（厚地 覺君）

この前も申しましたように、今は全部舗装でやり替えていますけれども、今までやった所を何とかしてもらいたいですよ。この前も言ったように、民間の温泉を掘ったくる、水道で掘ったくる、下水道で掘ったくって大変なもんですから、この特環での事業は無理でしょうけれども、ほかの事業でも考えるように話し合っていたらいいと思います。一度歩いて見ていただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

国分地区管渠工事、国分の野口西、隼人地区というてことで、それぞれ管渠の工事をするということですが、そうしますと、26年度の予算で見たときに、処理原価等についてはどういうふうに変化をするというふうに見られていますか。

○下水道課長（島内拓郎君）

処理原価につきましては、これは24年度決算で出ていまして、再三言っておりますが、国分隼人地区につきましては、使用料原価と致しまして98.28円、汚水処理原価と致しまして174.75円、牧園地区につきましては、使用料原価は97.74円、汚水処理原価は243.97円です。これが25年度、26年度でどのような経緯をしていくかといいますと、事業を見ていますと、ほぼ平均化した事業を行っていますので、この辺につきましてはほとんどこのままかなと予想しております。

○委員（前川原正人君）

これは一昨年だったと思うんですが、決算委員会の中でも同僚議員のほうから使用料原価と汚水処理原価の差を何とか縮めて、何とか採算ベースにというふうには、これは限界があると思うんですが、老朽化が進んでいくと当然、その分が経費が掛かっていって、その差が開いていく。もしくは、一時的には平均化していく部分はあるんですが、やはり下水道の所管として、例えば努力というんですか、この差を縮めるための努力というのはどのようなことをお考えなんでしょうか。

○下水道課長（島内拓郎君）

まず、一番考えているのが、今のところ水洗化率が約80%です。これをどんどん接続していただくとなりますと、汚水処理原価が若干ではございますが落ちていくんじゃないかと。当然今度は使用料が入ってきますから、またその分追いついてくるのではないかと。そういうことを考えております。

○委員（前川原正人君）

くどいようですが、例えば一つの方法として、今課長がおっしゃるのも方法論としてはあると思います。しかし、問題はこれも一部分ではありますけれども約19%の、この前も指摘をしたんですが受益者負担金の前納報奨金の問題ですよね。やはりこれも、言ってみれば金利のいい時代に導入をされて、そして現実を見てみると、例えば固定資産税などの前納報奨金なども廃止をされてきたという経緯があるんですが、やはりここだけがまだ前納報奨金が残っているというのは、経済的余裕がある方がいいです。しかし、経済的余裕がない人はそれなりの料金を払うわけですので、事業課としては早目にいただいたほうが、それはまた運営上プラスの部分もあると思うんですが、くどいようですが検討に値するのではないかと。というふうには考えるわけですが、いかがですか。

○建設部長（篠原明博君）

下水道の運営につきましては、おっしゃいますように使用料と汚水処理の原価に大分差があるということで、こういう単価をある程度一定に保たないとやっていけないというのは事実でございます。市といたしましては、今の水洗化率約80%を少しでも早く下水道につないでいくという形で一生懸命頑張っているということでございます。それとやはり、将来的には下水道とその合併浄化槽との線引きというのがどこかで出てくるわけでございますので、先ほどもありましたようにビジョンを

今年度またつくるというような予算も計上させていただきました。下水道区域の持つ、そういった有利なところはどこまで、どこで合併浄化槽区域を切るかという議論を、ある程度早い時期にやらないといけないというのは考えているところでございます。そういったことを考えますと、将来的には合併の調整項目である使用料の統一という問題もございまして、あるいはその水洗化率を高めるといってもございます。受益者負担金の問題につきましても、長いことこういうふうにやってきました、今事業認可区間中はずっとこれでやってきました、ある程度一定の成果を得ているということでございます。そういった受益者負担金も皆様方の負担で賄っているというような大原則がございまして、そこらあたりはしっかりと説明をしていきながら、この方法で何とかお願いしていきたいと。将来のことは今、ここでは言及できませんけれど、現状においてはこういう形で市民に納得をされていますので、ぜひそういうふうに協力を願ひながらやっていきたいと。ただ、おっしゃいますやよいに、そういうお願い事だけでなく、市のほうでもできることはなるべく早く対応して行って、少しでも健全な経営ができるように努力してまいりたいというふうに思います。

○委員（前川原正人君）

将来を見据えてどうということは、なかなか言えないという部分もあるんですが、会計自体の重荷と言ったらいけません、やっぱりずっとしょって行くわけですね。最終的には、例えば100%になったとしても、その維持管理費はまた受益者負担だったり、また行政の負担だったりということになっていくというのも必然的な部分だと思います。これはいつなのかというのがなかなか言えない部分だと思うんですが、そのことは指摘しておきたいと思います。もう一点は、都市計画税の充当事業ということで、下水道のほうも入っているんですが、要は制度資金の場合は、条件がそろえば繰上償還というのも当然可能なわけですね。今年度の予定として、どれぐらいの繰上償還の予定があるのか、縁故債が一番それは可能な部分でありますけれども、制度資金の部分でそういう予定があるのか、お聴きをしておきます。

○下水道課長（島内拓郎君）

26年度につきましては、繰上償還の予定はございません。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（新橋 実君）

都市計画総務費の中に、国分隼人クリーンセンターの長寿命化計画に対する改築工事の業務委託が入っていますけれども、あの建物は何年にできたものですか。

○下水道課長（島内拓郎君）

通称で言いますと国分隼人クリーンセンター、これにつきましては平成8年度から供用開始をしております。

○委員（新橋 実君）

今回、改築工事の業務委託となっておりますけれども、平成8年間ということであれば18年くらいですか、建物自体が大分傷んできているのか、その辺を確認します。

○下水道課長（島内拓郎君）

国分隼人クリーンセンターにつきましては、先ほど申し上げたように平成8年から供用いたしまして、今、平成26年ですので、もう18年経っている状態でございます。まず建物そのものについては、外壁とかそういう所については、損傷とかクラックとかは余り目立つようなことはないんですけど、これにつきましては平成3年度に長寿命化計画というのを立てまして、いわゆる平成20年に国交省のほうで創設されて、全国的に下水道処理場が老築化しているということで、国が補助をしましょうというようなことができて、それでうちのほうも20年度に調査を始めまして、計画を入れまして、九州整備局のほうに許可を取りまして、今年から工事に入る予定でございます。委託という呼び方でございますけれども、この工事につきましては電気・設備・機械などの専門職が入っておりますので、これを専門にいただける日本下水道事業団というところがございまして、

そこに委託費で出しまして、そこが入札して業者を決め、また監督して試験運転して、その後うちのほうに引き渡すという形になっております。

○委員（新橋 実君）

改築ということであれば、まるっきり造り替えるということですよ。そういう形で進んでいるんですか。

○下水道課長（島内拓郎君）

改築という形なんですけれども、建物そのものは造り替えないわけです。いわゆる機械設備、機械の中の一部の、例えばシャフトとか一つのパーツ、パーツパーツを替えていくと。電気につきましては、法定で何年以上のものはもうありませんので、それについてもまたどんどん替えていくと。昔であれば、壊れてから替えるというような方式であったんですけど、今回は一つ一つ丁寧に健全化を判断しまして、なるべく長寿命化していきたいというような判断で整備をしております。

○委員（新橋 実君）

建物について改築と言えば、ほとんど造り替えるということであるものですから、一応確認したのですが、今回部分部分を替えていくということですが、予算的にはどれくらい見てありますか。

○下水道課長（島内拓郎君）

26年度で8,600万円を予定しております。

○委員（新橋 実君）

今後、毎年毎年で部分的に替えていくということですが、何年くらいをめどにやっていかれますか。

○下水道課長（島内拓郎君）

平成29年までに平準化しながら、長寿命化を進めていきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（時任英寛君）

下水道の基金の25年度末の残高見込を教えてください。

○下水道課長（島内拓郎君）

26年3月末現在高と致しまして、3,749万6,000円を予定しております

○委員（時任英寛君）

非常に厳しい基金の積立状況にあらうかと思えます。そこで、一般会計の繰入金金が6億5,427万8,000円入っておりますが、この額につきましては起債の償還分、交付税措置の分と。全額そのように認識してよろしいですか。

○業務G主査（唐鎌賢一郎君）

一般会計繰入金の中には、当然今まで借入れをした元利償還金の中に交付税算入額も含まれておりますので、その額が大体4億円弱という金額になっておりますので、それ以上の一般会計繰入金を入れていただいているということになります。

○委員（時任英寛君）

基金も残高が3,000万円代、25年度末見込みです。また、一般会計からの繰入れも2億程度、交付税措置以外のものが26年度予算も投入をされております。先ほど前川原委員の質疑でもございましたように、採算性は非常に高くない事業でございます。しかしながら、もうスタートいたしております。維持管理費というのをいかに抑えていくかという部分でございますけれども、今後公営企業会計に移行しなさいというような国からの指示が出ておりますが、毎年受贈財産というか寄附行為等で受け入れる財産というのが下水道事業にはあるのか。これについてお聞かせください。

○下水道課長（島内拓郎君）

受贈財産としては、ありません。

○委員（時任英寛君）

いずれにいたしましても、非常に厳しい財政運営になっていくと思います。したがって、先ほど部長のほうから26年度において、先ほどの温泉特会ではないですが、結局は下水道の在り方検討委員会ですよね。それをしていかれるということでございますが、これは全国的に下水道事業が一般会計を圧迫しているという事実は、これはもう総理大臣まで認めた事案でございますので、今後様々な国からの指示というのがあると思いますが、ただ先ほど課長のほうから説明がございました事業計画区域は2,097ha、そして事業認可を受けた地区が公共下水道においては902haということでございますが、この902haの事業が26年度で終わるのか。というのが、先ほど27年度からの下水道の考え方についての議論をされるということでございますが、902ha分の事業が26年度で終了するのかお聞かせください。

○下水道課長（島内拓郎君）

平成20年に事業認可を取りまして、27年度までに終わる区域というのを設定しております。それにつきましては、3年前の東日本大震災において、しばらく事業費的に物すごいダウンしたものですから、それに伴う影響というのも考えられます。ですから、26年、27年というのはちょっと難しいかと思っておりますので、その辺につきましては事業認可の延伸を含めました対応をしていきたいと思っております。

○委員（時任英寛君）

そうでしたら、今後はその事業認可を受けた区域については、基本仕上げていくと。それ以外、残りが1,000ha以上あるわけですけども、ここについては26年度実施をするその協議会というか、検討委員会の中で精査をしていくと、このように理解してよろしいですか。

○下水道課長（島内拓郎君）

今、時任委員のおっしゃったとおり、そのように精査していきまして、平成27年度以降から中・短期の計画を立てていきたいと思っております。それと、先ほど答弁しました件で、この前の3月4日の委員会の補正審査のほうで、現在高といたしまして7,335万2,000円の基金であると答弁しております。それからその後、平成26年の3月20日の予定でございますが、そこでまた積み立て、取崩しを行いますので、平成26年3月末の現在高といたしましては、先ほど申し上げました3,749万6,000円になるということになります。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時15分」

「再開 午後 2時16分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（厚地 覺君）

この処理場で処理した残渣、これは肥料としても少しは金になるものですか。

○下水道課長（島内拓郎君）

下水道汚泥でございますけれど、汚泥につきましては3か所の所にお金を出して引き取っていただきまして、肥料という形で、いわゆるコンポストしている状態でございます。その肥料につきましては結構、商品として出回っているようなんですけど、その辺が商売として成り立っているのかについては調査していない状態です。

○委員（厚地 覺君）

その取引量というのは、年間どれくらい掛かるものですか。

○下水道課長（島内拓郎君）

調べて後ほど答弁いたします。

○委員（中村満雄君）

霧島市内の下水処理場の場所をぜひお知らせください。

○下水道課長（島内拓郎君）

霧島市につきましては、2か所の処理場がございます。一つは、牧園のほうに牧場クリーンセンターがございます。これにつきましては霧島ゴルフ場の近くに、結構いい感じのペンション風の建物がございます。もう一つは国分隼人クリーンセンターで、これにつきましては広瀬の干拓地の所にあります。国道10号の公設市場のところからずっと海側に行きまして、高速道路の下をくぐりまして、右手に見える茶色い建物です。

○委員（中村満雄君）

場所は分かりました。例えば牧園は山の上なんですけど、そこで浄化したのは、どこへ放流しているんですか。広瀬の分は多分すぐ海が近くだから、そちらのほうでしようけれども、牧園はどこの川の、どのあたりということになりますか。

○下水道課長（島内拓郎君）

牧園のほうの放流先については、谷門川から中津川を經由しまして天降川のほうに流れていきます。

○工務G長（大脇賢治君）

先ほど厚地委員から質疑のありました処分費でありますけど、処分量が国分隼人クリーンセンターで約3,000 t、牧場クリーンセンターで140 t。運搬から処分費まで込みで、両方で3,600万円ほど掛かっております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第26号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時20分」

「再開 午後 2時35分」

## △ 議案第28号 平成26年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第28号平成26年度霧島市水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○水道部長（馬場勝芳君）

議案第28号、平成26年度霧島市水道事業会計予算について御説明申し上げます。平成26年度の予算編成に当たりましては、公営企業の原則である経済性と公共性を発揮するとともに、独立採算制の原則を堅持し、水道ライフラインの機能を果たすためにも、清浄で豊富な水の安定供給、公衆衛生向上及び生活環境の改善に寄与することを基本理念として予算編成を行いました。予算の内容については、予算書の1ページから3ページに記載しております。水道事業会計予算は、地方自治法に規定する一般会計及び特別会計とは異なり、地方公営企業法に基づいた予算でありますので、予算の様式も一般会計とは異なっております。まず、第2条の業務の予定量でありますけど、給水戸数を対前年度500戸増の57,100戸、年間総給水量を対前年度10万m<sup>3</sup>増の1,680万m<sup>3</sup>とし、配水管布設工事及び配水管布設替工事59件、クラウド型遠方監視システム設置工事などの設備工事8件の建設改良工事を予定いたしております。第3条の収益的収入及び支出でございますけど、収入につきましては、営業収益及び営業外収益等の合計24億904万9,000円、支出につきましては、営業費用及び営業外費用等の合計20億2,548万5,000円といたしました。なお、収入、支出共に消費税増税に伴う影響額に加え、公営企業会計制度の見直しにより、これまで計上していなかった経費を新たに計上する必要が生じたため、前年度に比べて大幅な増額となっております。第4条の資本的収入及び支出に

おきましては、消火栓設置のための一般会計からの工事負担金300万円を収入とし、配水管布設工事などの建設改良費及び企業債償還に必要な経費14億4,409万1,000円を支出総額といたしました。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14億4,109万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取りくずし等で補てんするものと致します。第5条には「一時借入金の限度額」を、第6条には「各項の経費の金額の流用」を、第7条には「議会の議決を必要とする流用の経費」を、第8条には「他会計からの補助金」を、第9条には「たな卸資産の購入限度額」をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○管理課長（小松 太君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

水道事業と簡易水道事業で、総延長は霧島市内は何mだったですか。以前説明があったわけですが。

○水道課長（原田 修君）

総延長につきましては、おおよそ1,350kmとなっております。

○委員（厚地 覺君）

簡易水道を含めてですか。別々にお願いします。

○水道課長（原田 修君）

上水道が81万2,627.54m、簡易水道が53万6,777.08m、合計で134万9,404.62m。おおよそ1,350kmでございます。

○委員（厚地 覺君）

年次計画的に管の入替え工事を行うと説明がありましたが、あれは何mだったですか。それと、今までの進捗状況はどのくらいになっていますか。

○水道課長（原田 修君）

年次計画の中で1,350kmを毎年の予算の執行状況を見ると、昨年が13kmくらい、今年は若干伸びておりますけれども、当該年度が今年予算計上の中では21kmということで、耐用年数の40年を考慮しますと、64年掛かると。今年は特に予算の中で結構伸びたほうではないかと思っておりますけれども、大体15kmぐらいの改良にとどまっておりますので、計画的にと申しまして、お金が伴うものでございますので、なかなか遅々として進んでいないということでございます。

○委員（前川原正人君）

予算書の18ページですが、水道料金のほうで、17億5,630万円ということで説明書きがあって、またその備考欄のところで消費税5%分、そして8%分ということで記載があるわけですが、これはどういう見方をすればいいんですか。

○管理課長（小松 太君）

消費税につきましては、4月から改正になるわけですが、使用した水道が4月と5月に請求いたします分が、2月と3月の分でございます。旧の5%の分で請求いたしまして、6月以降が8%の消費税になっております。

○委員（前川原正人君）

そうすると、水道料金は6月以降の分については8%になるということですので、これに14億7,039万1,000円に8%をかけるという求め方でよろしいわけですか。実際の消費税の負担分というのは。

○管理課長（小松 太君）

ここの備考についている分は、それぞれ消費税5%を加算した分の額と8%を加算した額の数字を

掲載しております。

○委員（前川原正人君）

ちょっと分かりにくいです。要は先ほどおっしゃった5%分については、5月分までだよと。6月以降については8%分だということですが、純粋な消費税影響額分ということにはならないわけでしょう。その詳細はどうなるんですか。例えば、100円の物を買いました。それに8%分でこれだけですよという、普通はそういう見方をするんですけど。例えば水道料金に対して料金が200円でしたと。それに対して8%だから、16円の消費税負担分だという見方をするんですけど、この8%分というのは、これが全て消費税ということではないわけですからね。その詳細はどうかということをお示しいただけますか。

○水道部長（馬場勝芳君）

先ほど説明でございましたとおり、消費税5%につきましては4月、5月請求分と、8%は6月以降の請求分でございますので、8%は10か月分、5%は2か月分と考えていただければ、これを合計したのが17億5,630万円というような額になるということです。

○委員（池田 守君）

給料、手当のことで少しお聴きをしたいんですが、予算書の22ページは15名分の6,200万と3,300万が出ていますけれども、次の24ページは職員18名分で、給料7,400万余り、手当も7600万余りと、手当が非常に多い気がするんですが、この要因は何ですか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

総経費の手当の中には、退職手当組合負担金が4,000万円ほど含まれております。それで手当の額が増えております。

○委員（厚地 覺君）

その引当金の関係ですけれども、普通の会社は、原則として賞与等の引当金は例年計上するわけですが、公営企業では今までなかったわけですか。

○管理課長（小松 太君）

公営企業法の改正に伴いまして、26年度から実施するというので、今回の予算が最初になります。それで引当金の関係で、初年度は3月から6月に払う分の賞与が、前年の12月から3月の分が別途損益で出てくるということになります。

○委員（前川原正人君）

もう一点ですが、先ほどの水道料金の消費税分が6月以降の負担、この8%分の金額に8%を掛けた金額が消費税の負担分ということになるわけですが、公営企業会計のほうから、いわゆる消費税の納入部分がありますよね。その部分については大体いくらぐらいの金額になると想定されていますか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

予算書の25ページですけれども、営業外費用の中で、消費税及び地方消費税7,055万7,000円を予定しております。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、市民側が負担をする消費税分と、今度は営業外費用としての7,055万7,000円と、ここの差異が出てきますけれども、実際、公営企業の場合は8%全部払うということにはならないと思うんですね。悪く言うと、その分儲けるわけですよ。法律上の問題なんですけど、そこあたりはどのように考えたらいいんですか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

消費税の計算につきましては、収入で得た仮受消費税というのがあります。これから水道事業で支払った仮払消費税というのがあります。それで、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた額が納税額ということになります。計算式は若干違うんですが、簡単に言うとそのような形で消費税を支払う形となります。

○委員（前川原正人君）

そうすると、パーセンテージで言った場合にはどうなるんですか。それは動きますので、当然増減が出てくると思うんですけど、全体の予算で見た時にいくらぐらい、何%ぐらいの消費税の納入分ということになるわけですか。

○管理課長（小松 太君）

消費税につきましては、先ほど話をしましたように、工事等いろんなことで、こちらが消費税を払う分がございまして、結局入ってきて受けた消費税分を相殺いたしまして、支出した分の消費税の分がありますので、そこを相殺して残った金額を税務署に支払うということになりますので、そのまま全く一緒ということで考えていただければよいです。

○委員（厚地 覺君）

3ページの一般会計からの補助金1,676万7,000円を長期前受金戻入としてありますが、これは単年度補助金の分をなぜ長期前受金として受けなければならないんですか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

今回、公営企業会計制度の見直しというものが行われました。その中で、今まで貸借対照表上に資本剰余金として整理してありました国県補助金や受贈財産評価額等の補助金等、これら資本の中で持っていたものを負債のほうに計上し、それを補助金等を充てて取得した資産の減価償却に伴って収益化をなささいということが決定しております、26年4月1日以降そのような形になっております。

○委員（厚地 覺君）

その1,676万7,000円が6,252万6,000円と、前受金戻入として、この数字がちょっと分からないものですから。

○水道部長（馬場勝芳君）

最初に「一般会計からの補助金1,676万7,000円を」と説明しましたが、これは一般会計からの補助金は1,676万7,000円ですよということです。長期前受金戻入として、6,252万6,000円というのは、これは全く別物です。ここを一緒に並列して書いているので誤解されたと思いますが、そういうことです。

○委員（木野田誠君）

説明書の2ページの中ほどに霧島永水地区水脈調査とあるんですが、だいたいどの辺を、また井戸を掘られるんですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

これは、先般の議会でもございましたけれども、木質バイオマス発電の場所、ここで事業をされる方々が1日あたり700tの水を使われるというようなことをお聞きしております。当然、今もう井戸が掘ってありますので、それぐらいの能力があるんでしょう。700tを利用されるということでございますので、それぐらい使いますとかなりの量でございますので、私どもはその下のほうに国分電機から永水のほうに行く、都城のほうに入る道路、少し入った所に篠ヶ迫水源というのを持っております。そちらのほうに影響がないかどうかということで、いわゆる地下水脈がどのような流れになっているかっていうことを学術的に、専門的に、これまでも25年度、24年度もやっておるんですけども、永水のその場所がどのような地下水脈の流れになっているのかを判断して、もし影響があるようであればいろんな対策を講じなければいけないということで、その調査をするということでございます。

○委員（平原志保君）

予算書の24ページのところなんですけれども、手数料、口座振替とコンビニの分が出ていますが、市側としてはお客様にはどちらで払っていただいたほうが手数料が少なく、こちらからの持ち出し分が少なく済むのかというのはあるんですか。どちらも同じ値段なんですか。細かいんですけども、足していくとすごい金額なので教えてください。



○水道政策G長（浮辺文弘君）

口座振替手数料につきましては、1件につき10円プラス消費税です。コンビニ収納に関しましては、手数料が1件につき50円と消費税になります。

○委員（平原志保君）

そうしますと、市のほうとしては口座振替にさせていただいたほうが経費は掛からなくて済むということですよ。

○水道部長（馬場勝芳君）

そのとおりでございますが、口座振替をお勧めしておるんですけども、なかなかそちらにいただけない方々については、便利に収納ができるということでコンビニ収納をやっております。おっしゃるとおり、今後も口座振替をお願いしますということで進めていきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

予算書の1ページで、昨年度と比較をして500戸増と、そのことに伴って10万 $\text{m}^3$ の年間給水量ということで先ほど説明をいただいたわけですが、これは前年度の実績に伴うということで500戸増で10万 $\text{m}^3$ という説明だと思っておりますが、その根拠と申しますか、試算をされた理由、こういうふうになるであろうという、あくまでも予測ですが、その辺はどのようになるのか、この試算根拠をお示しいただけますか。

○水道部長（馬場勝芳君）

委員から御指摘のとおり、実績でございます。今現在の実績、今年明けましてから予算編成しておりますが、予算編成時の実績ということでしておりますので、よろしく申し上げます。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、いわゆる供給原価、給水原価、24年度の決算を見てみますと、供給原価で130円49銭、給水単価で109円37銭というふうに決算資料では出てくるわけですが、今回の26年度予算ベースで見た場合に、この供給原価と給水単価はどのように試算していらっしゃいますか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

予算時点におきましては、給水原価、供給単価のほうを計算しておりません。

○委員（前川原正人君）

普通は、採算をどう見るかということで、供給単価がだいたいいくらぐらいであろう、そして給水原価がいくらであろうということで、公営企業会計だったらこうであろうと、やっぱりそこまで掘り下げる、あくまでも概算、予測でしかできないわけですが、それは後ほどまた報告をいただけないですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

あくまでも給水原価、供給単価、そういったものにつきましては決算で、実績に基づいて計算しないと、概算でも結局、どういう費用が掛かるか分からないわけですよ。だから、そういった概算ですということとは、逆に予算としては危なっかしいものになってしまうのではないかと思います。ですから、やはり実績に応じて今の給水戸数、給水量というものではじき出すのが一番安全な方法ではないのかなと思っております。

○委員（新橋 実君）

今回、上水道事業と簡易水道事業で26年度は21kmされるということでしたけれども、この上水道が何kmで、簡易水道が何kmぐらいになるのか、まずお伺いします。

○水道課長（原田 修君）

今の計画では、上水道が8,509m、簡易水道が1万2,687m、合わせて2万1,196mでございます。

○委員（新橋 実君）

上水道においては、現在水道管が入っているわけですよ。そこを新たに入れ替えるということだと思うんですけども、そういう考えでいいんですか。

○水道課長（原田 修君）

新設場所ではなくて、あくまでも老朽管対策がメインとなっておりますので、従来のパイプについては、土被りが1 m20cmぐらいのところに入っておりますので、そういうことも活用しながら浅めの最低80cmくらいで埋設を進めております。また、歩道内については60cmというようなことです。

○委員（新橋 実君）

今、だいぶ浅くなっているんですね。前は1 m20cmだったわけですけど。この簡易水道についてもやっぱり一緒ですか。

○水道課長（原田 修君）

水道のものについては、簡易水道と上水道の区分けはしてございません。

○委員（新橋 実君）

ということは、今まで埋まっている配水管はそのまま、その上に水道管を埋設するということが理解していいですか。

○水道課長（原田 修君）

既設管の掘り上げについては、してございませんので、そういうことでございます。

○委員（新橋 実君）

漏水があちこち、去年も隼人が非常に多かったということで、今回も3,784万9,000円、漏水分が見てあるわけですけども、これは簡易水道だけですか。修繕費で漏水水道施設修繕となっているわけですけども、これと漏水とはまた別なんですか。

○水道課長（原田 修君）

漏水対策ばかりではなくて、緊急やむを得ない修繕工事が多々ございますので、そういうものにも活用していくということでございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、この3,784万9,000円の中に漏水管も、全てが入っているということで理解していいですか。

○水道課長（原田 修君）

漏水の工事も含まれているということでございます。

○委員（厚地 覺君）

貸借対照表ですけども、これは12ページの負債の部で退職金の給与引当金がゼロとなっておりますけれども、これは市の職員として総務でやるからゼロになるわけですか。これはちょっと右と左が合わないと思いますよ。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

退職給与引当金につきましては、現在のところ2,000万円ほど退職給与引当金があります。25年度で、今度の地方公営企業制度の改正に伴い、退職給付引当金という項目で退職手当の引当てが義務付けられておりますが、退職手当組合に加入しているところにつきましては、負担金以外の追加金が発生しなければ退職給付引当金は引き当てなくてもよいという解釈となっております。それに伴って水道事業としては、退職給与引当金は現在のところ必要ないということで、今回25年度末で処分をして、ゼロとする予定でございます。

○委員（中村満雄君）

先ほどの木野田委員の関連質問ですが、予算説明資料2ページ、永水の木質バイオマスに関連する水脈調査、これの委託費というのはいくらぐらい見積もっていらっしゃるでしょうか。

○水道課長（原田 修君）

300万を予定してございます。

○委員（中村満雄君）

これはどっちが先かですが、現地が井戸を掘るという計画をしていらっしゃる、もうやってらっしゃるかもしれませんけれども、その水質検査をしないといけないとかそういったことで。前後の関係はどうなんですか。

○水道課長（原田 修君）

木質バイオマスのほうにつきましては、既存の井戸があるという話は聞いてございます。ただ井戸のデータがないということで、いわゆるどれだけの深さの井戸なのか、どれだけの能力を持った井戸なのかということについては、まだ我々も確認してございません。私たちのほうも並行して、水脈調査に関わっていかうということで、なるべく早い時期に発注をかけようとは思っておるところでございます。

○委員（中村満雄君）

事業者説明によりますと、既存の井戸は使わないと、新規の井戸を掘ると。ということは、現在そこにある井戸の水脈ではなくて、もっと深いところの井戸を掘って。ということは、水質検査は現在の井戸を使うのであればそのままで特別何も要らないけれども、ちゃんとした井戸を掘った上で、その水質検査をした上で川辺に影響があるかどうかとか、どういった薬品を添加しないといけないとか、そういったことを調査するとおっしゃっているんですよ。そういった意味で前後関係ということが知りたいということと、これは影響がないかというのは、どのようにして調べるわけですか。現在汲み上げている所の水が出なくなったとか、そういったことであれば分かるんですけども、影響調査というのはどのようにして判断されるんですか。

○水道課長（原田 修君）

地質調査が専ら主流の調査になりまして、いわゆる水が賦存している場所、これについて水脈がどちらから流れてきているかと、そういう地質からそういうふうに専門の方を依頼して判断をする、解析をしていただきながら。例えば、永水の沢のほうから入ってきているとか、そういう方向を解析をお願いしているところなんです。前例でいきますと、例の霧島の養豚問題で揺れたときに、源流はどこから流れてきているんだろうという、台明寺の調査と同じなんですけども、あのときは黒石岳の方向から水が入ってきていますというようなことで、そういう水の流れを調査する委託でございます。

○委員（中村満雄君）

もう1回確認します。地下水脈の流れがどういったルートで流れているか、私もちょっと調べたことがあるんですが、いわゆるボーリングして、そこに何らかの薬剤などを流して、どこへ出ているかと、そういった類の調査ですか。

○水道課長（原田 修君）

地質の解析です。地質の解析で、水の賦存量がある溶結凝灰岩とか、そういう亀裂を含んだ石がどの層で走っているのかという、そういう地質を積み重ねて、いわゆる地下で言えばどういう川で、どういう水がどちらから流れてきていると。単純に言えば、川がどちらからどちらへ走っているんだという、そういうのを解析していただく調査でございます。

○委員（中村満雄君）

ということは、例えば採水するという意識ではなくて、深く掘って行って、例えば地上から30mのところ、何mのところの水脈があるとかそういった調査と、どこから来てるかとか、そういったふうに理解していいですか。

○水道課長（原田 修君）

水の流れる方向です。地下に賦存している水がどちらからどちらへ流れているかということで、木質バイオマスの井戸の取水地点が明らかになると、その地点で水を組み上げた時に、いわゆる下流側のほうで影響が出るかどうかというその判断です。

○委員（木野田誠君）

この水脈調査というのは、深さはどれぐらい掘られる予定ですか。

○水道課長（原田 修君）

これについては、いわゆる今の火山学とか、そういう権威のある方を一応お願いする予定なんですけれども、あくまでも2万年前の噴石がどうだったとか、そこに堆積をしていった層はどうかと

か、そういうことの基本的に学術的な基本があつて、それを現地に赴いて露出している石が何だとか、そういう表面的な探査でございます。あえて、うちも水脈を求めようという調査でございますので、水の流れがどうなっているんだろうということで調査をかけるわけでございますので、新たに井戸を求めようという調査ではございません。穴を掘らないで水脈の流れの調査です。ボーリングをする予定はございません。

○水道部長（馬場勝芳君）

私が先ほど影響があると申ししたのは、我々水道事業の経営に影響があると。いわゆる水がなくなってしまうと、利用者に水の給水ができないということになりますので。特に篠ヶ迫は、春山大地に上げております。春山台地と下のほうに重久の配水池がありますが、重久の配水池に少し入れて、他の所からも入ってくるんですが、重久のほうに配水をしておりますので、もし影響があるようであれば、あそこをクローズして別な方法をとると。例えば、隼人の松永水系を活用することもできるので、そういったことの事業をするために、いわゆる水脈をしっかりと把握して、木質バイオマスのほうでいくら吸い上げてもうちのほうに影響がないかもしれないし、影響があったら別な方法で、今の利用者の方々に安定供給をするためにそういう調査をするということでございまして、今課長が言いましたようにボーリング調査をしたりして、新たな水源を求めるということではありませんので、御理解ください。

○委員（中村満雄君）

ということは篠ヶ迫水源、今度の木質バイオマスが700 tなり1,000 tの取水をした結果が、篠ヶ迫水源の取水量が現在より少なくなったとしたときに、別な水源を求めるということを今、答弁されましたけれども、そういったことでいいんですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

水源を求めるということではなくて、水源はあるわけです。例えば、ほかの所から配水管を引っぱる、あるいは松永水系も重久の近くまできておりますので、それを切り替えるだけで結局配水ができると。そういう方法もありますので、そこがもし使えなくなったときには、そういう方法で早く、影響が出ないうちに安定供給できるような方策をとる必要があるということでございます。

○委員（中村満雄君）

300万円の負担というのは、水道部が負担すべきものか、通常こういったものは水道部が負担する予算なんですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

地下水、そういったものにつきましては、自分の土地で掘られて取られる、それについて我々は規制はできませんので、当然そういったことでもし影響があるとなれば、自分たちのほうで水道事業のほうで手立てをしないとイケないわけですので、そういうことにならない前に、700 tということを知っておりましたので、700 tか1,000 tか分かりませんが、それだけの量を取水されるとなると影響もあるんじゃないかということで非常に心配もしているわけです。ですから、そういうことで、そのときになってから慌ててもしょうがありませんので、事前に地下水脈、そういったものがどのような流れになっているのかということをしちゃんと把握して、そして手立てを早めにしていくということでございます。

○委員（新橋 実君）

霧島市内に水道事業者というのは何社ぐらいあるんですか。

○施設第1 Gサブリーダー（下村英明君）

25年4月1日現在ですけども、霧島市内に152社ございます。その間に廃業が3社ございましたので、今現在での登録は149社ということになります。

○委員長（新橋 実君）

その149社は全て指定工事店ということですか。

○施設第1 Gサブリーダー（下村英明君）

そのとおりでございます。

○委員長（新橋 実君）

この1ページと2ページに上水道、簡易水道に漏水当番待機業務委託というのがあるわけですが、この漏水当番を地域でつくってらっしゃると思うんですけども、それに携わっている業者というのは把握されていらっしゃいますか。

○施設第1G長（中園 馨君）

修理当番に参加されている当番店については、国分地区が24社、隼人地区が19社、溝辺地区が4社、同じく横川地区も4社、牧園地区が8社、霧島地区が5社、福山地区が3社、以上でございます。

○委員長（新橋 実君）

これについては、各地区ごとに、地区地区で漏水当番を決めていらっしゃるということですか。国分の地区の業者が、例えば隼人地区をするとか、そういうことはないんですね。

○施設第1G長（中園 馨君）

それぞれの地区で話し合いまして、当番日を決定しているということでございます。

○委員長（新橋 実君）

これを合計しても100社にも足りない、60社近いわけですよ。水道指定工事店ですので、149社は霧島市の工事はされると思うわけです。その中で60社しか漏水当番がないということは、ほかの業者は工事だけして、何もそういうことには携わっていかないというように感じるわけですが、水道組合か何かで決まっているのか分かりませんが、その辺については全てが網羅したほうがいいのかなと思うんですけども、この漏水当番については1週間交代ですか、それともどういうふうな形で今、されていますか。

○施設第1G長（中園 馨君）

それぞれの地区でそれぞれでございまして、1日交代のところもありますし、1週間交代のところもあります。それぞれです。

○水道部長（馬場勝芳君）

御質問の前段のほうですけども、先ほどありました149社ということで、これは指定工事業者でございまして、給水装置、引き込み、そういった工事等をする場合は指定工事業者でないといけないわけがございまして、そういう業者が149社ということでございます。実際、私どもがその漏水の当番委託をしているのは本管漏水、私どもが管理している管の漏水とか、そういうのができるところでないとうしようもないわけがございまして、実際はその中でできるところは数少ないと。先ほど申し上げましたけれども、申し上げたこれは、旧市町ごとにありました管工事組合と委託契約をしております。ですから、それぞれの旧市町ごとの管工事組合の中で、できる方、できない方いらっしゃると思います。ただ当番ということで、それぞれ割り振っていただいておりますので、その149社全てができるかということ、それはできません。

○委員長（新橋 実君）

ということは、同僚議員が計算してくれましたが、67社ということですけども、この67社については全て本管工事ができるということで理解してよろしいですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

それにつきましても全部できるというわけではございません。組合の中で結局、本管漏水はできないけれども、アシスト的な、そういう手立てをするということで、実際自分のところではできないという業者もいらっしゃるようです。

○委員長（新橋 実君）

例えば、福山で本管の漏水があった場合、福山にいない場合はよそから応援に行くという形ですか。

○水道課長（原田 修君）

あくまでも夜間の待機ということでございますので、どうしても福山に業者がいなければ国分の方、あるいは隼人の方をお願いせざるを得ないと。あくまでも貴重な水のほうが大事でございますので、修繕は緊急を要しますので、そういうふうに臨機応変に対応させていただいております。

○委員長（新橋 実君）

待機業務委託ですけれども、これについては待機に対してのお金も出ているわけですか。

○水道課長（原田 修君）

待機については、いわゆる管工事組合のほうと契約をして支払いをしておりますので、待機と修繕は別物だというふうに御理解していただければ有り難いかなと思います。あくまでも夜間待機で、そういう漏水の電話があったら、その待機店に赴いてもらうということでございます。修繕については、やはり夜間の修繕は待機店がそのまま作業に入るケースもございますし、昼間だったら、どうしてもいろいろ待機店に声をかけて、例えば前年度国道がちょっとできなかったケースもあったんです。それについては臨機応変に、当番店だからしていただかないと困るとか、そういう話をして無理なこともございますので、はやりできる大きな工事店にお願いをせざるを得ないと、そういうことでございます。

○委員長（新橋 実君）

私も今そこを言いたかったわけですけれども、なかなか大手の土木会社が水道工事をやっているところもあるわけですけれども、そういったところがなかなか漏水に対応してもらえないというような話も聞きましたので、管工事組合の中にはそれは入ってらっしゃると思いますので、しっかりとその辺も対応していただくように水道課のほうから要請していただきたいと、要望しておきます。

○委員（志摩浩志君）

2点だけ、庁舎別館の設計料が一般会計のほうで今回出されておりますけれども、企画部のほうの説明では水道部を隼人庁舎のほうに持っていくというような話をされておりますけれども、現在の所でどれぐらいの手狭なのか、また隼人の2階のほうで間に合うのか、業務への影響はないのか、そこ辺はどうなのか部長にお伺いします。

○水道部長（馬場勝芳君）

庁舎の別館の増築の案の中には、跡地をどうするかと、隼人庁舎の跡地利用については水道部の移転を中心に考えるということでございまして、水道部がそのまま決まったような感じで、皆さん方思っていらっしゃるかもしれませんけれども、私どもの中では、今の所より、いわゆる昔の隼人町役場のほうが、皆さん方はよく知ってらっしゃると。水道部はどこにあるんですかという方は、まだ結構いらっしゃるわけですね。そういうことからすると、向こうのほうがいいかもなど。そして、国道沿いでありまして、よく交通事故もあるところでございまして、出入りが危険なところもありますので、そういった立地的なことを考えると向こうのほうがいいかもという程度で、水道部としては話をしているだけでございます。まだ、向こうに移転するという方針を決定したわけではございません。それをするためには、隼人庁舎のほうも実際おっしゃったように、今の場所と比べて本当に事務効率がいいのかどうかということもきちんと調査をしなければいけません。まだ調査もいたしておりませんし、移転費用がどの程度掛かるのか、もし移転したとしますと、今度は今の隼人庁舎の跡地をどうするかということまで考えないといけませんし、そういう資産の売却とか、そういったこともございますし、まだまだそういう調査をしてからでないと結論は出せないところでございます。そういったことで今回、予算の中で、今持っている資産の除却、今の大津浄水場辺りの除却をした場合、どれぐらい掛かるのかといったような試算もしっかりして、今後とどまったほうがいいのか、向こうに行ったほうがいいのかというようなことを、いろんな面から検討するためにも、検討材料が欲しいですので、そういった調査費も実は委託料として組んでいるところでございます。

○委員（志摩浩志君）

危ないところでした。よく聞いたなと思っております。もう既に、そのような話が執行部のほう

では決まっているのではないかと、そんな思いでおりましたので。分かりました。それと以前、水道事業の指定管理の考えはないかと、同僚議員のほうから質問が出たと思うんですが、そのような話はその後、検討課題とかそういうものに挙がっているのか。いかがでしょう。

○水道部長（馬場勝芳君）

水道事業につきましても、当然民間でできるところは民間に任せるということは必要でございます。官民連携ということでございまして、お互いにそういうできるところはしっかりと区分をして、自分たちが本当に官のほうでやらなければならないところは官でやる。民でできるところは民でやるというふうに、きちんと区別してやればよいと思っております。ただ指定管理者ということにつきましては、水道法の関係、自治法の関係、そういうところがありまして、非常に面倒になりました。指定管理者につきましては水道事業は向かないと、はっきり申し上げておきます。ただし、水道法の中で第三者委託というのがございます。これにつきましては当然、責任を全て負っていただくということでございます。指定管理者とはほぼ同様でございます。自治法が改正される1年前に水道法が改正されまして、第三者委託というものができるようになっております。その後、自治法が改正になって、指定管理者ということができるようになりましたけれども、水道事業は何せ今まで民間のほうになかなか手が付けられなかった分野です。もともと水道事業は市町村が原則でやるということで水道法となっておりますので、そちらになかなか携わって進まなかったということがあります。今非常に全国的にも水道事業にスポットが、民間のほうも目を向けてきたということで、民間委託が進んでおります。私どものほうも民間委託を進めようということで今、計画をしております。近々集中改革プランのほうに掲載して、皆様方のほうにお示しできるかなと思っております。

○委員（時任英寛君）

今回、大幅な公営企業会計の見直しがございましたが、リース資産というものが出てまいりました。それから、負債の部で長期リース債務と短期リース債務というのがございます。ただ、リース資産、一般企業でも多く使われている資産評価の勘定科目ですけれども、これについては一般的には限度額を設けると、これは税法上の問題はあります。公益企業、水道事業会計の場合は、そこは余り考えなくていいと思うんですけども、このリース資産については、水道事業としては限度額というのを設けるお考えというのはあるんですか。それとも、あっただけという考え方でいかれるのか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

リース資産につきましては、現在、新会計制度に基づいて計上したところでございます。現在の計上につきましては、取得額で残りのリース期間分の資産を計上ということになっておりまして、今のところ限度額を設ける予定はありません。

○委員（時任英寛君）

結構でございます。今回、みなし償却制度の廃止に伴って、病院事業会計で聴きましたら、みなし償却はなかったということですが、水道事業については相当な煩雑な作業があったと思っております。こういうふうにして、26年度の予算書として提出をされたことには敬意を表したいと思います。そこで、固定資産の定率と定額が注記のほうに記載しております。車両につきましては定率、それからその他については定額ということでございますが、今回、26年度の貸借対照表を見ますと、25年度分からすると減価償却分が若干増えておるわけですが、これはみなし償却を廃止して、そこに載せ込んだ増加と考えてよろしいですか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

今おっしゃったとおりで、みなし償却の廃止に伴う減価償却累計の増となります。

○委員（時任英寛君）

次に、先ほど部長のほうから中村委員の説明でお答えになられましたけれども、俗に言う危機管理ですね。今様々な水源地をもとにした水系がございまして。25年度で福山のほうに敷根水源から引

きまして、福山の方々は大変喜んでおられるわけですがけれども、今後やはりそういう不測の事態に關しまして、各水系を連結・連動させるというのが重要になってこようかと思えますけれども、これは昨年度もそういうお伺いをしたところでもございました。年次的に整備をしていくということでもございました。今回、霧島のこの部分がそのような不測の事態が発生することが予想されれば、当然対策を講じられると。松永水源から引かれるということでもございますが、ほかの水系の危機管理ということで、連携というものについて26年度予算で見えてある部分というのはございますか。

○水道部長（馬場勝芳君）

連絡管のことでもございますけれども、26年度では日当山敷根線で、隼人と国分側を結ぶということで、連絡管の整備を1か所計画しております。その前に、これも委託料で台明寺水源と新川水源の水量調査ですが、台明寺もフル回転で動いているわけなんですけれども、実際やりとりをするにしても、実際隼人側から国分側にどれだけ送れるのか。もし、隼人側で何かあったときは、国分からどれくらい送れるのかというデータが実はございませんので、もともとの水源地の水量をきちんと押さえるための、これも委託をします。やはり今後、今水道事業基本計画が平成28年度までなんですけど、次期計画をつくるためにも、そういうバックデータなるものが、最初の計画がはっきり申し上げまして、合併後すぐの計画でもございまして、なかなかそういう資料がない中で、それぞれが抱えている各地区が抱えていた水道事業のものをただ出し合って、そして連絡したらいいのかなというぐらいの計画だというふうに考えておりますので、今回はしっかりとしたバックデータを基にした計画書づくりをしないといけないと思っております。ですから連絡管は、まずは新町組のところ、今工事をやっていますが、あと隼人側のほうを140mぐらい工事をすればつながるということでもございます。まずは1か所、そこはつながりますけれども、他の所については、まず、そういう水量計算をしっかりとしてから、一番どこをつないだほうが効率がいいのかということまで、しっかり見極めてからやっていきたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

今、水源がいろいろたくさんあると言われましたけど、おいしい・まずいというのは主観的な部分ですけども、皆さんが見られて、水源は全部味が違うものですか。

○水道部長（馬場勝芳君）

今、57か所の水源を利用いたしております。全て地下水・湧水でもございまして、こういうふうに恵まれている所はほとんどないというくらい自負をしているところでもございますが、霧島市の各水源の水質につきましては、それぞれ水質検査の結果が出てまいりますけれども、非常に良好であると、おいしい水の要件を満たしているということでもございます。ただ、自分たちが飲んではいきなり申し上げて、どこの水かというのは原水を飲んだところでは分かりませんので、どこもおいしい水だというふうに御理解いただければと思います。

○委員（中村満雄君）

先ほど、台明寺水源の水脈調査をされたということをお伺いしたんですが、今後いろんな環境問題が発生したとき、私たちが知らない言いがかりみたいなことにならないように、あそこはここからだ、そういった情報は見せてくださいと言ったら、見せていただけるものですか。

○水道課長（原田 修君）

特に、秘密保護に値するようなものではございませんので、おいでいただければいつでもお示しできます。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第28号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時04分」



「再開 午後 4時07分」

## △ 議案第29号 平成26年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第29号、平成26年度霧島市工業用水道事業会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○水道部長（馬場勝芳君）

議案第29号、平成26年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。工業用水道事業会計予算につきましては、国分上野原テクノパークに立地している工場群等への工業用水道の安定供給を目的として予算編成を行いました。予算の内容については、予算書の1ページ及び2ページに記載しております。先ず、第2条の業務の予定量でございますが、対前年度1減の17事業所に給水し、年間総給水量を6万9,350m<sup>3</sup>、1日平均給水量を190m<sup>3</sup>と致しました。第3条の収益的収入及び支出につきしては、収入支出の総額をそれぞれ1,722万1,000円と致しましたが、水道事業会計予算と同様に公営企業会計制度見直しに伴い、これまで予算計上していなかった経費を新たに計上する必要が生じたことにより、前年度に比較して、収入支出それぞれ1,007万6,000円の増となりました。第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入として老朽施設の更新を行うための一般会計からの補助金2,161万9,000円を計上し、支出につきましては、老朽施設更新工事等の建設改良費2,303万3,000円を計上いたしました。耐用年数を経過した老朽施設につきましては、平成25年度から計画的に更新するという方針に基づき、平成25年度は建設改良積立金の取り崩しで対応しましたが、26年度以降については一般会計からの補助金を財源として実施するものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額141万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金の取り崩しで補てんするものといたします。第5条には「一時借入金の限度額」を、第6条には「各項の経費の金額の流用」を、第7条には「他会計からの補助金」を、第8条には「たな卸資産の購入限度額」をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○管理課長（小松 太君）

[予算説明資料等に基づき説明]

○委員長（前島広紀君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

今、部長・課長のほうから説明いただいたんですが、17社を予定した工業用水の会計ということなんですけれども、これは26年2月18日に霧島市ときつまファインウッドとの立地協定をしたということなんですけれども、この17社の中にはこの会社も含まれているんでしょうか。

○水道部長（馬場勝芳君）

株式会社きつまファインウッドということで聞いております。この会社につきましては、27年の4月創業ということでございますので、26年度については入れておりません。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、消費税分のが出てこないんですね。営業外費用でも出てこないし、水道の料金のほうでも説明がないわけなんですけれども、消費税分についてはどうなるんですか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

工業用水道事業につきましては、売上げが1,000万円を超えていませんので、非課税事業所となっております。

○委員（前川原正人君）

消費税が1,000万円以上ではないので、非課税業者なんだとおっしゃいましたけれども、問題は企

業のほうの収益部分はどういう扱いになりますか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

水道事業の収益につきましても税込みから、支出につきましても税込みで支払いをしております、それに対する消費税の支払いがないということになります。

○委員長（時任英寛君）

一般会計からの通常の収益的収入とは別に資本的収入で2,161万9,000円、これにつきましては施設の老朽化に伴いまして施設改良を行っていくわけですが、25年度で改良積立金の取崩しができなくなる、基金がなくなりまして、一般会計からの繰り入れというか補助金をいただくことになりまされども、これは何年度までされる予定なのか。それから、金額的にはこのような金額で推移していくのか。

○水道部長（馬場勝芳君）

今、施設の関係だけで言いますと、平成34年度までということでございます。金額的には今年はこのようにございまして、この補助金につきましては資本的収支でございますので、これが残ると、余ったものをそのまま残すということにはいきませんので、当然、精算方式でお返しするというようにございまして、執行残等が出ましたときには当然掛かった費用分だけをいただいて、あとは精算でお返しするというようにしております。今後も大体こういった金額になってこようかと思っておりますが、ただし、實際上、いろんな施設がございまして、この施設、耐用年数は過ぎているんだけれども、それほど重要でないという語弊がございまして、もう少し置いてもいいのかなというものにつきましては、あとのほうに送って、もう必要なものだけ、必要最低限のものだけ更新していくということで担当の総務部、企画部そして商工観光部、そういったところと協議をしているところでございます。

○委員長（時任英寛君）

部長のほうからございましたように、採算制で申し上げるならば不採算の事業でございましてけれども、これはしっかりと本市に立地していただいた企業の下支えをする重要な部分です。しかしながら申されたように、不必要なものの投資というのはやはり避けていくべきだと考えますので、今後の財財政運営の在り方についても、ひとつ新たな活用方法というのも見出していきたいということをお求めおきます。

○委員（前川原正人君）

以前から指摘をしていることなんですけれども、一般市民が使う水道料金等、工業用水道の料金、これが相当な開きがあるということで、少しでも水道会計のほう、会計が別会計ですので特別会計になっているわけなんですけれども、やはりちゃんとした水道料金形態というのが、企業というのは利益を追求をする会社でもあるわけですので、そういうこれまでの議論というのはなかったのか。いろんなこれまでの旧国分の歴史背景等もあるわけなんですけれども、その辺の議論はなかったのか、お聴きしておきます。

○水道部長（馬場勝芳君）

水道料金の改定のことによろしいですか。[「はい」と言う声あり] これにつきましては議会の一般質問のほうでも過去にもあったようでございますけれども、工業用水道の料金につきましては今、45円ということにしております。1 t当たり45円でございますが、これが大体平均的なのかなと。これよりも安い所はいっぱいございます。それで、工業用水道事業会計だけで見ますと、この45円でもそれぞれの事業所につきましては責任水量制ということで、1日当たり10 tということで契約をしております。10 t使おうが使わまいが、10 t分はいただきますよという契約水量でやって、今、この収入でございます。これを、じゃあ例えば、水道料金と同じ額にして責任水量制を撤廃したとして試算をしますと、今よりも逆に減る可能性がございまして。そういったことからしますと、なかなか料金を今の水道料金等と同じ料金くらいまでしても、全くこの工業用水道事業会計予算が黒字になるというようなことはございせん。これを黒字化するといたしますと、例えばもう250円とか、

そんなことにしないと非常に厳しいと。そうすると、何のための工業用水道なのかということになりますので、なかなか水道料金のこの改定につきましては難しい問題が、私どもの霧島市工業用水道事業会計では難しいところがあるようです。

○委員（前川原正人君）

私が何を言いたいかという、1 t 当たり45円という、責任水量制という一つの条件があるのはもう分かっておりますが、工業用水であろうがなかろうが企業というのは、一つは営利目的で誘致をしているわけですよね。ボランティアでやっているわけじゃないわけですので、先ほど時任委員のほうもおっしゃいましたけど、ただ一般会計から繰り入れを入れて、問題は、要は一財から持ち出して、これを確保するという点があるわけですので、独立採算という点からいっても、それなりの企業に来ていただいていると考えるのか、雇用が生まれているからと考えるのかといういろんな考え方もありますけれども、社会的責任という点からいっても独立採算制である特別会計であるならば、それなりの手を打っていくということが必要ではないのかという主旨の質問なんです。

○水道部長（馬場勝芳君）

昨年も同じようなことを言われたような気がしますけれども、企業の側に負担を求めることはしないのかというようにことだろうと思っておりますけれども、しかしながら工業用水道があるということをおっしゃって来られた企業さんもあるわけですね。今回のさつまファインウッドにしましても、1日当たり100 t くらい使うということがございます。当然、工業用水があるからということで立地を決定された経緯もあるようでございます。ですから、創業中の企業も水があるからということで来られたところもあると。それを今更、赤字だからということで、あなた方に負担しなさいということは、当然元々の計画どおりいってればそういうことはなかったかもしれないわけですね。あの上野原に縄文の遺跡が出なければ、そういうことはなかったかもしれないわけですね。あそこを全部工業用地として誘致する計画であったわけですね。しかも、1日当たり今2,500 t を2,400 t にしましたけれども、当時の計画では9,500 t というような計画だったわけですね。そのとおりに進んでいけば、そういうことはなかったかもしれない。優秀な工業用水道事業会計だったかもしれないわけですね。ところが、そういう事情があるわけですので、簡単に今いる人に、じゃあしなさいというわけにはいきません。仮に上水道で、例えばある地区は非常に整備が遅れていると。だからあなた方は水道料金のほかに別に料金を払いなさいと、負担をしなさいと、そうすればちゃんと整備をしましょうと。そういうことは言えないわけですよ。それと同じことで、やはり企業にもそういったことを求めるということはかなり厳しい、難しいことだろうと思っております。

○委員（中村満雄君）

会計予算書の6、7ページと8、9ページの対比でちょっと説明をお願いしたいんですが、もう1回説明していただきたいんですが、26年度、いわゆる27年3月31日の貸借対照表ですが、要はその減価償却累計額というのが非常に大金が計上されていて、その結果で剰余金の合計とかそういったのを当然減額されているわけですねけれども、ここの説明を。ということは、26年3月31日ではほとんどなかったものがこういった大金が、どうやってこんなふうになるのかを。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

26年4月1日から新会計制度が始まって、26年度予算から適用となります。先ほど委員のおっしゃいましたことにつきましては、資本剰余金、27ページの資本の部の、剰余金の中の受贈財産評価額、ここに6億4,761万5,840円、ここの資本剰余金につきましては、移行により9ページの負債の部の、繰延収益の中の長期前受金、ここに1回、長期前受金として負債に上げるということに制度が改正されました。その中で、みなし償却をしていた固定資産につきましては、当初から減価償却をしていたという考え方に基きまして、その分を左側の減価償却累計額に計上しなさいということになっております。9ページですが、受贈財産評価額に4,199万5,000円を残して、それ以外の額を長期前受金のほうに計上しております。ここに残っております受贈財産評価額につきましては、減価償却をしない土地に係る受贈財産評価額となっております。9ページに計上してあります長期

前受金収益化累計額、3億8,975万6,494円、これが8ページの資産の部の減価償却累計額として計上しているということになります。これは、会計制度に基づく処理となっております。

○委員（中村満雄君）

といいますのは、7ページの剰余金合計ということで6億5,800万円ほどあったのが、突如、9ページの剰余金合計では5,330万円に減ってしまったということは、何かこう6億円くらいのお金かどこかなくなったのかなとか。実は6億円の、ということは新会計制度がそうだということですが、6億5,000万円の剰余金そのものが実態ではなかったと読まざるを得ないということですか。

○水道政策G長（浮辺文弘君）

受贈財産評価額につきましては、工業用水道の施設につきましては県のほうから寄附採納を受けていただいたものであり、受贈財産としてここに計上しておりました。その関係で、当初からみなし償却をしないで減価償却をしていけば、左側の固定資産の部も減価償却を行っていて、この場合は当年度未処分利益剰余金ということで、減価償却累計額に行かなくて、下のほうにこの3億8,975万6,494円というものが行く予定だったんですが、当初からみなし償却をしていた関係上、現金そのものが動くのではなくて、固定資産が古くなったというか、償却していった額を示せるようにということでこのような制度に、減価償却累計額を計上するという形になっております。

○委員長（前島広紀君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 4時36分」

「再開 午後 4時37分」

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで議案第29号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 4時37分」

「再開 午後 4時41分」

## △ 議案第21号 平成26年度霧島市一般会計予算について

○委員長（前島広紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。議案番号順に行います。まず、議案第21号、平成26年度霧島市一般会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第21号、平成26年度霧島市一般会計当初予算に対しまして、反対の立場から討論に参加いたします。今回の当初予算の大きな特徴は、26年4月から消費税の税率が現行の5%から8%に変更になり、引き上げられることにあります。この影響で、本市の歳入の予算を見てみますと、地方消費税の税収約3億2,000万円が増加することになりますが、物件費や維持管理費などの霧島市が消費税負担し、行政が負担をする消費税増税負担は約2億3,080万円となることとなります。反対の第1は、臨時福祉給付金給付事業として5億4,848万1,000円と、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の1億8,673万円が計上されておりますが、これは住民税非課税対象者に対しまして、臨時的、暫定的に1人1万円を1回支給するもので、国はこの1万円の根拠を消費税の増税により、来年の10月までの10%への期間1年半分の食料費に係る消費税増税分としております。電気代やガス代、

水道、バス、電車代など交通費、子どもたちの文具など、その他の消費税分への対応がありません。反対する2つ目の理由は、臨時職員の通勤費を10km以上とし、職員は2km以上であり、同じ場所に通勤するにもかかわらず、身分の違いで通勤費に格差を持ち込んでいることは改善すべきであることを指摘いたします。3つ目の反対する理由は、国分庁舎別館建設事業のための設計委託料など5,260万円が含まれていることです。行財政・議会改革に関する調査特別委員会で昨年まで議論をした経過がございますが、庁舎別館建設は隼人分庁舎にある教育委員会と選挙管理委員会を国分庁舎に移転し、並びに狭隘な国分庁舎の改善のためとの理由でありでございます。しかし、この予算委員会でも明らかになりましたように、特別委員会で示された別館建設の資料と、今回の資料では何ら基本的には変更がないということも明らかになりました。狭隘な国分庁舎であることは理解をするものでありますが、今やるべきことは1市6町が合併して9年目となる中で、現在、周辺部の人口は約3,500人の減となっております。国分・隼人地域は大体3,500人程度が人口増となっていることから、この傾向に拍車が掛かることが懸念され、総合支所の充実・活性化が求められるということを指摘しておきたいと思っております。4番目の反対の理由は、人権啓発センター各種教育事業の予算として322万円が計上されております。この予算は、旧隼人町の事業として計上されてきた経過がございますが、同和対策法は2003年に法律自体が失効し、現在存在しない中で、支出の理由として各種クラブ活動、レクレーション、教育文化活動や小・中学生の補助学習などを行うというものであります。学校に通わせている地域全体の事業として実施しないで、一定地域のみ限定して実施することは問題と言わざるを得ないということも指摘しておきたいと思っております。5番目の理由は、昨年に引き続き市立養護老人ホーム舞鶴園と国分西保育園、下井保育園の民営化を予定した407万8,000円が含まれております。本来、公共福祉施設は民営化ではなく、公の施設として行政が最後まで責任を持ち、効率のみを優先することは公共の福祉に寄与するという自治体の主旨からみても問題と言わなければなりません。最後に、昨年7月の臨時議会で議員報酬引き上げと、議員定数が臨時議会で提案され、即日賛成多数で可決した経緯がございます。今年の4月から議員1人当たり5万円の報酬値上げとなるわけですが、市民には消費税の引上げや年金支給額の引下げが行われる中で、議員の報酬はその議員の活動を保障しうる金額は必要と考えますが、住民感情から見ましても月額5万円報酬アップは理解を得られにくく、本予算にはその予算が含まれており、賛成できないことを指摘して、私の議案第21号の一般会計当初予算に対する討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。ほかの討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7人で、起立多数多数と認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## △ 議案第22号 平成26年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第22号、平成26年度霧島市国民健康保険特別会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第22号について、原案のとおり可決

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第22号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第23号 平成26年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第23号、平成26年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第23号、霧島市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論に参加をしたいと思いません。26年度、来月の4月からの予算になりますが、被保険者の負担をする保険料率に変更となります。この内容は均等割4万8,500円が5万1,500円、所得割9.05%が9.32%、負担限度額55万円が57万円と変更されます。その負担額は、県全体で3,558万8,500円の負担となります。これを霧島市に当てはめた場合、1人当たりの保険料は4万4,068円が4万6,558円となります。今でも少ない年金が引き下げられる中で、強制的に保険料を引き去り、年金で生活している高齢者には二重の負担増となります。また、本制度は国の制度ではありませんが、年齢を重ねているだけで、社会保障制度である医療に年齢で保険制度を区別していることを指摘して、反対討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

その他の討論もありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第23号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者8人で起立多数と認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第24号 平成26年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第24号、平成26年度霧島市介護保険特別会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第24号、霧島市介護保険特別会計予算に対しまして、反対の立場から討論に参加を致します。反対の理由といたしまして、介護保険の要支援の高齢者への介護給付の打切りが予定されていること。特養ホームの入所要件を要介護3以上に重点化すること。利用者負担の増加の懸念があることなどが考えられます。介護保険制度が創設されたときには、家族が支える介護から社会が

支える介護との触れ込みで導入をされました。介護が必要なときに必要な介護が受けられずに、介護を受ければその限度額の1割を負担するという、経済的に余裕がなければ介護を受けられない制度に変質された経過がございます。少ない年金から容赦なく保険料を引き去り、耐え難い負担となっている介護保険制度には賛成できないことを申し述べ、私の反対討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第24号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者8人で起立多数と認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで委員の皆様方にお知らせいたします。もうすぐ5時になりますけれども会議を続けます。

### △ 議案第25号 平成26年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第25号、平成26年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

○委員（中村満雄君）

審査のときに申し上げましたけれども、このような事業を市の事業としてやるべきか否かということに関して、今後その検討をすべきであると思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第25号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第20号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第26号 平成26年度霧島市下水道事業特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第26号、平成26年度霧島市下水道事業特別会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第26号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第26号について、原案のとおり

可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9人で起立多数と認めます。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第27号 平成26年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第27号、平成26年度霧島市温泉供給特別会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

○委員（中村満雄君）

審査のときに申しあげましたけれども、霧島のその温泉事業というのは非常にややこしい部分があって、そここのところの解決に向けて、霧島市が積極的に関与してくださることを期待しています。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第27号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第27号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第28号 平成26年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第28号、平成26年度霧島市水道事業会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第28号、霧島市水道事業会計予算に対しまして、反対の立場から討論に参加を致します。これも一般会計と同様に、消費税の税率が4月から8%に増税になります。水道会計については6月以降の水道料金から8%を、水道利用者は影響を受けることとなります。審査でも明らかになりましたように、水道料金に含まれる消費税の8%分として、1億1,763万1,000円の負担増となります。これら1世帯当たりで換算すると、2,060円程度の負担になりますが、人間が生きていく上で飲み水まで税金の負担をするという施策には賛成できないことを申し述べまして、反対討論と致します。

○委員長（前島広紀君）

次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、討論を終わります。採決します。議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]



起立者9人で起立多数と認めます。したがって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第29号 平成26年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第29号、平成26年度霧島市工業用水道事業会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第29号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

○委員長（前島広紀君）

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9人で起立多数と認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第30号 平成26年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（前島広紀君）

次に、議案第30号、平成26年度霧島市病院事業会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

○委員（新橋 実君）

始良地区医師会が指定管理者として今、業務を担っておりますけども、小児科病棟等で対応できていない状況が続いております。医師不足等も懸念をされておりますけども、救急搬送においても鹿児島市内に多数の患者が夜間に救急搬送されている実態も明らかになっております。今後、しっかりと対応していただきたいと思っております。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第30号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第30号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点

○委員長（前島広紀君）

以上で、本日予定をしておりました議案審査がすべて終了いたしました。議案第21号から議案第30号までの委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（新橋 実君）

先ほども、議案第21号の庁舎の増築のほうで話がありましたけれども、私たちの行財政・議会改革に関する調査特別委員会の中でも、しっかりと図面ができた場合は、議会のほうともしっかりと打合わせをしながら進めていくということも言われておりましたので、その辺を今後、図面ができるときには議会のほうにも示していただきたいと、これを付け加えていただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（中村満雄君）

議案第21号について、企画部の地熱開発理解促進関連事業で、北海道とか八丈島視察とかそういったのがありましたけれども、私の感覚では物見遊山じゃないかと。そこら辺の、近くの所のもっと適切な施設があるわけですから、そういった所への変更とか、そういったことを検討してもらえないかということをつけ加えていただきたいと思います。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

○委員（時任英寛君）

議案第21号、平成26年度の一般会計予算ですけれども、総務部長の説明でありましたが、今回の予算編成で546億2,000万円となりましたけれども、特殊要因を除けばほぼ経営健全化計画に沿った形での財政、予算計上となっているとありましたけれども、やはり経営健全化計画を定めたときからしますと、いろんな新たな要因が発生してしまっていて、そういうものを新たに経営健全化計画の中に織り込まなければ、今後は経営上、非常に厳しい状況が発生するということで、経営健全化計画も26年度中に大幅見直しをするようなことにも踏み込んでいただきたいと。毎年、特殊要因が出てきて、経営健全化計画はこうです、特殊要因はこうですというようなことがありますので、大幅な経営健全化計画の見直しということをつけ加えていただければ有り難いです。

○委員（志摩浩志君）

議案第21号について、国分庁舎別館の建設事業ですが、手狭になっているということは再三の執行部の説明で分かるわけですけれども、執行部の計画が別館建設だけがもう先走りをしていて、我々地元に対しても、議員として住民を説得するだけの資料を与えてもらっていない。また、水道部に今日の質問でも致しましたように、皆さん方は決まったように思ってもらっちゃいますけれどもというようなことで、まだ検討中であると。水道部が結果を出さない前にこの建設を進めて、やはりだめだったといったようなことがあったら、我々は大変な失敗だと思いますので、そういう面をちゃんと住民に説明できるような態勢を整えてからで私はいいいと思います。したがって、時期尚早ということで加えていただきたいと思います。

○委員（中村満雄君）

私自身も私のいろんな支持者、後援者から先にやることはあるだろうという話をたくさんいただいています。選挙で新しく選ばれた議員の皆さんが、どのような意見をお持ちなのかというのがはっきり分からない。議会は、その前の特別委員会では賛否両論併記とそういった状態で来ていて、議会そのものがどのような意思であるかということ、まだ確認も取れていない状況であるということを加味して、もうちょっとゆっくりとやっていっていただきたい。

○委員長（前島広紀君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を盛り込むことで、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。以上で本日の日程は全て終了いたしました。よって、予算常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 5時07分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 前 島 広 紀